

第十九回
国会

参議院内閣委員会會議録第三十七号

公聴会

昭和二十九年五月十八日(火曜日)午前
十時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

委員

小酒井義男君
植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君
石原幹市郎君
西郷吉之助君
白波瀬米吉君
井野 碩哉君
松本治一郎君
矢嶋 三義君
山下 義信君
八木 幸吉君
木村福八郎君
三浦 義男君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 友作君
常任委員 友作君

公述人

元陸軍大学教授 岡村 誠之君
法政大学教授 中村 哲君
元陸軍大佐 大越 兼二君
武蔵大学教授 芹澤 彪衛君
日本兵器工 郷古 潔君
業会長 今尾アツ子君
薬剤師 今尾アツ子君

本日の会議に付した事件

○防衛庁設置法案(内閣提出、衆議院
送付)

○自衛隊法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) 只今より内
閣委員会公聴会を開きます。

本日の案件は防衛庁設置法案及び自
衛隊法案の二件であります。公述に入
る前に本日御出席下さいました公述人
のかたへ一言御あいさつを申述べ
たいと存じます。内閣委員会におきま
しては防衛関係二法案、即ち防衛庁設
置法案及び自衛隊法案を目下審議中
であります。去る八日の委員会におき
まして、この二法案の審査の必要上二
法案について公聴会を開くことに決定
をいたし、議長の承認を得ましたの
で、本日皆様の御出席を煩わした次第
であります。本日御出席下さいました
皆様の各階層に属しておられますかた
がたでありますので、この二法案につ
きまして皆様の忌憚のない御所見を拝
聴することができますれば誠に仕合せ
と存じます。本日は皆様がたが公私御
繁忙のところお差繰りの上公聴会に御
出席下さいまして誠にありがとうございます。
当委員会を代表いたしまして委員
長の私から厚く御礼を申し上げます。
なお念のために申添えておきますが、
公述人各位の御陳述の時間は二十分程
度として頂きまして、委員より質疑の
ありました場合にはお答えを願います
ようにお願いを申し上げます。
それでは最初に元陸軍大学教授岡村

誠之公述人の御所見を伺います。

○公述人(岡村誠之君) 最初にお断り
いたしませねばならんことは、私は
もと／＼軍事学の落第生でございますし
て、終戦後九年たちますがまだ反省検
討いたしまして煩悶中でございますし
て、皆様の前で自信のあることは申し
かねると非常に内心危惧いたしており
ます。一昨年も戦力問答のときにはお
断りいたしましたのですが、今回は事
情がありましてここに罷り出しました。
十分御検討をお願いしたいと思ひ
ます。もう一つは昨日午前中に電話で伺
いましたときにその電話のやりとりで
私は賛成をするというふうにおとりに
なつたかたが主任者のかたでおありに
なつたかと思ひまして、であります
が、実は私は今地下に沈潜しまして余
り現業政治には関心を持たない、ほか
の方面を研究しておりますので、この
法案につきまして前以て準備知識が甚
だ不十分でございます。然るところ昨
日の午後使用のかたが書類を持って来
て頂きまして驚と拝見いたしました
が、判決を申し上げますと私は賛成いた
しかねます。と申し上げますのはこのよう
な法案を早急に成立させることは日
本の国防上不利と私は考へるのであり
ます。以下それにつきまして極く要
点だけを申述べたいと思ひます。随分た
くさん申上げたいことはありますが、
時間の関係がございますので一番重要
な点だけを申上げさせていただきます。

第一は昨日の午後から夜まで拝見
いたしました、法案における言葉の不備
と申しますか、言葉の冒瀆でありま
す。この言葉の乱れと申しますのは戦
前からございまして、戦後は一般
に防衛関係だけでなく非常にひどいと
思われます。この国防上の規定におき
まして言葉を冒瀆し、濫用するといふ
ことはこれは師団の七つや八つ作つた
り減したりすることよりももつと根本
的な問題と私は考へます。で、我が国
の最近の防衛論議におきまして、言葉
を冒瀆していわばごまかしの言葉を使
われておるといふことは新聞でも雑誌
でも、又日々よく聞くところでありま
す。軍に關係しますことは個人的に申
しますと国のために人の生命をもちう
のであります。筋道の立たないことで
兵員が死に赴くといふことにはなりか
ねますし、又これは個人的な問題と共
に国にいたしまして、ごまかしの
言葉で名分の立たない、筋道の通らな
いことをやると形だけの似たような国
防力が形成されても根本を覆えずよう
になる。それから又この法案に現われ
ておりますような概念の濫用、内容を
問わない概念の濫用、そういうことに
よつてその防衛の仕事自体が混乱し非
能率になる。この言葉の濫用につきま
しては先般からございまして戦力なき軍
隊とか、その他戦車の特車でありとい
い、或いは自衛隊は軍隊であるとか
いとかい、そういうことは真実にお
いて許されない議論であります。或
いは極端になりますと、海外派兵とい
うのを公務員の出張であるといふよう
な言葉、それは許されない言葉と私は

と申します。そういう問題と共にこの法
案の内容を拝見いたしますと、例えば
国防という言葉が出て来る。それから
防衛という言葉が出て来る。その国防
という概念と防衛という概念の内容の
規定がどこにもない。それから防衛
の防衛局の任務、これは保安庁の保安
局時代の任務と同じところでありま
す。自衛隊の行動の基本といふ言葉が
あります。行動といふのは一体どうい
うことか、人によつてどうでも解釈が
つく、まあ一、この例を挙げますとそ
ういふのであります。これはやつぱ
り考えが洗練されてない、粗策である
といふことを現わすのではないかと
思ひます。人命並びに国の安危存亡に關
する問題において、こういう内容の不
明瞭な言葉で規定するといふことは非
常に危険ではないか。それはそれだけ
の問題にいたしまして、現代の戦争と
いふものは過去の普仏戦争とか日清戦
争のようなそういう内容に比べまして
おそろしく総合的なもの、極めて複雑
なものである。その中で一番主眼戦
力を占めるものは大砲やバズーカ砲や戦
軍ではないと私は思ひます。それは思想な
んで精神なんです。そういうことの
見地から言葉によつて思想が混濁し
うかうとしておる。そういう上に立つ
た国防に關する法律といふものは危険
極まりないと思ひます。このこと
はあとにも関連いたしますから、只今
は言葉といふことだけについて申上げ
ます。

その次は個々の問題はさておきまし

て、私がこの法案を拝見いたしました。一番ふに落ちない点を先ず申し上げます。それは日本の国防方針はどの機関が主になつてどういふふうな策定されるのかという規定がここにあることである。国防方針が国防省から軍の作戦方針が要る、つまり自衛隊と申しますか、これは軍であります。軍の作戦方針が要る、その国防方針というものがどこで誰がどういふ権限でどういふ義務を負つてやるのか、作るのかという規定が見当たらない。それは似たようなものは示されておる、それは最後の国防会議。併しなから国防会議は諮問機関で内閣総理大臣から諮問をされてそれに基いて審議をする。それから「意見を述べる」ことが出来る」とありますが、それは個々の意見である、国防方針そのものをどこで練つて作るというのではない、私には見当たらない。そうしてその国防会議というものは多分に国防方針に関連を持つた一つの機関である、唯一の機関である。この法案の中で出て来るいろいろな機関の中で国防会議のみが国防方針に関連がある。その国防会議というものがどういふ編成を持ち、どういふものであるというところは、別に法律を以て定めるとなつておる。だからこれだけでは頭のない国防計画なんです。次は国防の、主たる任務として出て来ます。防衛、防衛という言葉はたびたび出て来る、その防衛という言葉はどういう意味でお使いになつたかということをお断します、前の保安庁時代の保安局の任務に警備の基本的な事項というのがあります。今度は外国からの作戦的侵略を受けた場合のこと、それに備えるというのが今

度の防衛庁となつた大きな動機でございましょう。それで保安局が防衛局となつたにつぎまして、防衛局の任務の中に従来の警備のほか「防衛及び警備がプラスされている」「防衛及び警備」となつておる。そういうところから判断いたしますと、防衛及び警備というその防衛というものは防衛作戦、つまり申し申しますと、兵詰的に申しますと、それは防衛局がやる。これは「防衛及び警備の基本」といふふうな書きに書いてある。だからこれは作戦計画の基本を示す局なんです。そうしてさつき申しますように国防方針というものがどこで作るか分からない。それに基いて作べき作戦方針が防衛局で作る。今度は幕僚長、幕僚長は何をするか、幕僚長は陸上は陸上、海上は海上、航空は航空の防衛計画、即ち防衛作戦計画を作る、自分のほうの。統幕は何をするか、統幕は統合防衛計画の策定、それを併せて調和する、こういうことになつております。で、これは大変大きな問題と思つておられます。申すまでもなく先ほど申しましたように現代の戦争は武力戦イコール戦争、こういうものではない。それは極めて露味時代の人間の戦争は武力戦イコール戦争である。子供でも五つ六つの子供が喧嘩するときはその喧嘩の殆んど大部分の構成要素は腕力沙汰、大人の喧嘩といつたらその中における暴力的要素は極めて少なくなつておる。と同じように文明時代における国と国との意思の抗争といふものは、つまり広い範囲において戦争といふものは一見水爆ができて極めて武力戦の様相が濃くなつたように見えますが、併しなから戦争そのものの武力戦以外の内容は極めて広

範、複雑、深刻になつて来ておる。でありますから国防方針というふうなもの、これは単なる自衛隊を養う防衛庁の一防衛局の官儀が作るようなものではきつとこれは大変なことになる。而も武力戦イコール戦争という考えの下に流れております。この思想は、即ち作戦計画イコール国防計画といふことになりなす。それがミリタリズムの復活である。これは世間で言う再軍備論者も再軍備反対論者も戦争イコール武力戦といふ方程式に立つ限りその性格はミリタリズムの性格である、私はこう考へておる。だから国防イコール再軍備、こういう思想が流れておる。兵隊だけが我々の国の生存と平和を守る、そういうことは極めて危険な思想である、それが本当に逆コースである、私はそういうふうな思ふ。

その次はこの防衛局というものと統合幕僚会議、統幕といふものとの関係であります。これは防衛計画とございしますからばつきり申しますと作戦計画でございしますが、その作戦方針とか作戦計画を作るときに、防衛方針とか防衛計画を作るときに、いづれの権限が上位であるかというところ、この法案を讀みますと防衛局のほうに支配権を持つてゐるとなつております。これは余ほど考へなければならぬところであります。私は元軍人でございまして、元軍人であつた元軍人かたがたの前でこういうことを申し上げるのは或いは誤解を生ずるかも知れませんが、現実、日本のシヴァイアンは従来外国のシヴァイアンに比べて軍事的教養が低位にあつたことはいふまでもない事実であります。これは鎌倉以来の歴史的な経緯と明治になりましてから軍の犯した大きな過ちである。極めて平凡な言葉であります。文武両道ということ、外国の大臣は軍隊に行つてなくても国防上の知識教養が相当、遺憾ながら高いと思う。これは帝国大学と陸軍大学が何らの繋がりも交流もなく互いに反発をしておつたといふことも表れていておる。そこで防衛局の官儀がこの二、三年來非常に国防上の教養を積み個々の兵器とかそういうもののつまらない小さいことはいひのようですが、根本的教養をお積みになつたかたがあられるならば結構なんです、併しなから実情はそうではないと思つておる。時日の関係もあるしそこまで行かないと思つておる。かゝりまして前の日本軍の戦術思想とか兵学といふものは、私は何回も文芸春秋その他に書きまして、今日も初めに申しましたように、非常に大きな過ちを持つてゐる。兵学自体にはありません。そういうものを担ぎ出すのはありません。ありませんが、やはり統合幕僚会議というふうなその立場におるものが用兵上の専門的なことを勉強し、専門の仕事をしてゐるものと比べてそれは防衛局の役人は軍事的な内容が極めて劣るというところは常識だと思ふ。それが作戦計画の基本を示すといふところがどうしても工合が悪いのではない。勿論文は武に優先する、国防は軍事に優先するといふことはこれは一貫した道理であります。道理でございしますが、この一國の防衛作戦方針、国防方針なんといふものは、政治家が將帥を良導して、極端に申しますと將帥を駆使して方針を与えてやるのが本當でありましよう。そのときに將帥はその立場における可能の

限度を言ひ或る要求をする。最後は政治家が総合的な方針をきめるというのであります。防衛局自体は一体そういう役目をなすのか、これは行政官であります、そういうところがどうも私には納得できないところでありまう。ついででございしますが、文民優位の觀念でございしますが、これは真実の意味は、軍事は国政に從属するというのが真実の意味であります。文民が武民に優先するといふことは形はさうでありましようが真実の意味ではないと思ひます。本當の意味はさうである。そこでどうもそういう点を、外国のやりの形を見て、さうして文民優位といふことだけを、形だけをやつて、而も文民は機構制度、權力によつて防衛の軍人に優越をするといふふうな、ひがんで見るとさういふふうな解せられるところがあります。それは今申しましたように、防衛局の役人が作戦計画の方針を作るといふのはちよつと考へられないことだらうと思ひます。そうじやなしに文民と申しますか、政治に携わる人が軍事の国防上の深い、高い識見を以て、軍事専門家を駆使する、国防といふものを政治の健全な一要素としてあらしめるというのが、その文民優位といわれておりますところの本當の精神である。それを抜きにしてただ形だけ、機構、制度、權力だけで、文民は武民に優先するといふことだけを作つても、それは過去の事例が示します通り、それはならなくて逆の結果になる。こういうふうには思ふのであります。

それから時間がございせんからもう一つだけ申し上げます。幕僚長といふものの扱いであります。初めはまだ總

隊總監とかいつておつたのであります。幕僚といふものは幕の内での権力がなくて、もつぱら縁の下での力持ちで長官を補佐するものであります。それを誤つたのは、私も人前でも今頃こ

ういふことを言えないのでありますけれども、幕僚といふものはそういうものでございまして、監督権とか指揮権の一部を与えるようなことは、これは非常に危険なことになる。条文では割合筋の通つたような近いようになつておられますが、実際の今幕僚長といふものに総司令官のような仕事を果力的にさしておる。総司令官なら総司令官としたらいい、陸上総司令官、幕僚といふものは飽くまでも最も謙虚で権力がなくて、縁の下での力持ちで、そういうものでなければならぬ。そういう点が幕僚長といふものは非常に矛盾があると考えます。いろ／＼まだ申上げたいことがございまして、時間が参りましたからこれでやめますが、私が今申上げました一番の眼目は、日本の国防方針をどういふ機関によつて、誰が責任を持つて、どこでこの重要な根本の方針をきめるか、作るか、これが無いと思ひます。国防会議といふものは諸詢機関であります。これは立案機関じゃない。それともう一つは、考えをすつきりさして言葉を正確に使つて、微塵も国の安危、人命に關する仕事についてのもう、うたふたふたや／＼がないようにしないといふ大変なことになる。ただぼうつと兵数を増したらいと、そういうことでは却つて国をつぶすと思ふんです。そういうふうを感じます。

甚だとりとめないことを申上げましたが、これで終ります。

○委員長(小西井義男君) 只今の岡村公述人に対して御質疑ございせんか。

○矢嶋三義君 岡村公述人にお伺いいたしますが、私は是非お伺ひいたしたい点は、先ほどの岡村さんの公述とも関連してお伺ひするのでございまして、従来保安庁法では、御承知のように制服の経験者は内局の課長以上にはつけないようにしてあつたのを、今度の立法過程においても随分と内部で議論があつたようございまして、結論的にはこの法案に盛り込まれておりますが、官房及び五局です、五局の局長、これに制服の経験者がその職につけるように制限を撤廃したわけですね。その結果は私結局先ほどあなたが話された、日本のシヴィリアンといふものは、過去においても現在においても非常に軍事的知識が低位である、こういうところから旧軍人等の自衛官がここに進出して、結局この内局が軍政軍令の實権を持つようになつて、文民優位の、軍事は国政に從属すべきであるといふあなたの御見解ですね。これは非常に驚かれて来るんじゃないかといふような危惧を持つものであります。この制服の内局への進出を許すことにしたこの点についてどういふふうにお考えになつていらつしやるか、伺ひたいと思ふんです。

○公述人(岡村誠之君) 私個人的の考へでございまして、これは今制服を内局に持つて来るというところは、制度そのものとして、これはそのまゝそれだけでどうとも言えないと思ひます。私は地下から見えておられます、最も反軍的な、平和的な人の思想が、不幸にしてその思想の性格が最も軍国主義的な性格を持つておるのを認めるんです。それから軍人の中でもいろいろなものがあるんですね。でありますからそれは結局人の問題じゃないかと思ふんです。人の選別といふ問題でどうちでもつくと思ひます。人の選定といふこと。

○矢嶋三義君 私伺ひたいのは、例えば陸上、海上、航空の幕僚におられた方は、やはり具体的に例を挙げますと、予算の面においても随分と要望があるだらうと思ひます。そういう方が内局に入られた場合、その中核といふものは防衛局になつて来ると思ひますが、そうなつて来た場合に、そういう予算等についても、私は非常に第一線の幕僚の意向が強く入つて、国政と軍事との調整といふものはとれなくなるんじゃないか。それが過去の日本にもそういうことがあつたんじゃないか、こういうことを感じて何つておるのでございまして。

○公述人(岡村誠之君) 過去におきまして実績上確かにそういうことはあつたのでございまして。今度はよほどしっかりせにやいかん。そのためには私は考えますには、内局に制服の人が入つて来る。それはやはりその内局の中で、軍事は国政に從属するといふ人的配置を持ち、そうしてその長はそういうふうな威力を持つて指導しなくちゃいかん。併し一番いいことは、内局のその制服でないかたが制服の言うようなことに、根本のポイントが皆握つておつて、そうしてそれと太刀打しても負けない、些末なことは別ですが、根本問題はそういうことになつて頂くと一番いいと思ひます。

○矢嶋三義君 次に伺ひたい点は、非

常にあなたが強調されました国防方針の根本の方針をきめる方法とか或いは機関というふうなものが明確でないという御所見でございまして、そのようにするには如何ように扱つたらいいかといふあなたの考へといひますか、それを承りたいのが一つ。それからもう一つは、曾ての日本軍においては陸軍と海軍の摩擦といふものは相当あつたように我々承知しているわけですが、今の保安庁におきまして、やはり海上警備隊と保安隊とはつきり行かない面もあるように聞いております。更に海上警備隊の中をとりましても、元の海軍兵学校出身と商船学校出身との間も何らかしつくり行かないものがあるといふことを承つておるわけですが、先ほどあなたの御発言の中に、これからの国防といふものは非常に複雑である。戦いにしても非常に総合的な、複雑多岐なものになつて来ておる。こういう御発言でございまして、今度のこの案を見ますと、陸上、海上、航空とはつきり三本建になつて、曾ての日本の陸海軍の対立といふようなものも今ですにそれが芽ばえかけておると思ふんですが、こういう形態で行つた場合に、この三軍の有機的な統合、これは果して可能かどうか。又三つでばら／＼に對立を来たして、一応機関に統合幕僚會議といふものがあるけれども、うまく行かないんじゃないか。こういうふうなことも考へておるんですが、その点と。それとあなたは軍人であられたわけですが、国会で戦力開答が盛んに行われておるわけですが、憲法とこれとの関連をどういふふうにお考えになつておるか、伺ひたいんです。

○公述人(岡村誠之君) 最初の国防方針でございまして、これは政治家と将帥との間で国防方針が練られるべきものである。その際に政治家は將帥の言うことを、要求と可能性といふことを重要な要素として、而も根本は国の政治の大方針にそれを総合する、そういうふうな考へに基きまして、やはり一部局なんか委さないうで、国の政治の重要部門にある、まあ具体的に申しますと、閣僚級の人、総理大臣がその主宰者として全責任を持つてやる、閣僚だけじゃございせん、勿論議會もそうですね、議會のほうは主ですね。要するに各庁とか省の一部局に国防方針を任ずるといふことは危険であると思ひます。

それから三軍のあつて、きであります。が、今度の保安隊ができてから、まあ保安大学といふものに陸海軍の自衛官になるべき学生を一緒に入れるとか大分努力をしておられることを見るのです。これはアメリカでも陸海軍は或る程度相当摩擦があるように聞いております。これはまあ今統幕といふものを作りましてそういうことに非常に努力をしておるのでございまして、やはり制度といふことと並行してより多く総合的な考へで仕事をやるより多く人間的な素質を改善しなければ、制度をどう作つても喧嘩をするといふふうな思ひます。あの戦争中にも、私陸大におりましたときに、参謀本部と軍令部を合体しようといふ意見が大分出ましたのですが、私はそれは反對でございまして。そういうことは幾らやつたつて参謀本部の中の者ととがやり合つては行かないかといふことで、これは保安隊の中、自衛隊の中にいた

三

第一部 内閣委員会會議録第三十七号 昭和二十九年五月十八日 【参議院】

三

三

三

三

しますと、自衛隊のそういう点の教育を根本的に留意しなければ制度だけでは実行できない。ただ制度もなるべくそういうふうな調子に調うようにいたして行く。

○矢嶋三義君 もう一つ憲法との関係を。

○公述人(岡村誠之君) 私は戦力という問題につきましては、見解は極めて素朴な考えを持っております。戦う力である、戦う力、出刃ぼうちよう一本でもこれは戦力になるのです、やつたら。だから自衛隊が戦力でないとかそんなことは我々が普通に生活している普通の頭を持つてゐる者には、どうしてもそういう荒唐無稽なことを受取れないですね。それはもう中学生でもそうだろうと思ひます。

○植竹春彦君 二、三の点を質問したいと思ひます。先ず岡村さんが国防方針を誰が定めるかということにつきまして、立案機関としての国防会議が必要である、そしてそれは決議機関であるべきであるといつたようなお説でございましてね。

○公述人(岡村誠之君) いや、国防会議が……。

○植竹春彦君 国防会議でなくともいいのですが、とにかく或る一つの最高機関があつて……。

○公述人(岡村誠之君) つまり立案機関がないと言つたのです。

○植竹春彦君 それを存置する必要があることを御指摘になつたわけですね。そしてそれは決議機関であるべきだといふお説、さうでございましてね。

○公述人(岡村誠之君) これは私はそういう点はしろうとでございまして

ね、そういうものを決議をしていいのかどうか、機関の内容によりましてどういう立場の人を集めて来るかによつて、ちよつと決議機関としてはどうかというところは、ちよつと今私はお答えできませんけれども、要するに立案機関すらもないということなので

○植竹春彦君 その点わかりましたが、とにかく立案機関というものがなくちゃいけない。それから決議すべきものか又諮問に應ずべきものか、それは案件の内容によつて違つて来るだろうと。それはそれでよろしいのです。その点はいいのですが、それでは動員機関が原案の今の自衛隊法案、防衛庁設置法案でよろしいかどうか、動員の機関ですね。つまり指揮命令権ですね。その問題が今のような、内閣総理大臣に専ら集中されておるわけですが、内閣総理大臣は国防会議に諮問をして、さうして指揮命令することになつておりますが、それでよろしいかどうか。

○公述人(岡村誠之君) 内閣総理大臣がこれで見ますと、アメリカの大統領と同じように文武の大権を持つていふことになるんですが、俗な言葉で言へば、これは私は現状の日本では究極のところさうならざるを得ないと思ひます。併し内閣総理大臣の権限をほしいままに振舞ないようにならねばならぬと思ひます。

○植竹春彦君 その点に關しましてはいずれ政府のほうに質問いたしまして、公述人のおかたには質問しないことにいたします。

○公述人(岡村誠之君) 次は質問は、文民優位のお話があつたわけでありまして。文民政治家が軍事

専門家を、将帥を駆使するという規定を明記するの必要をお説きになつたわけでございますが。

○公述人(岡村誠之君) 明記、そういう気持なんです。

○植竹春彦君 明記と言つては言葉は少しすぎますが、そういう御意見を承つたわけですが、さうすると戦時中ではこれをどうすべきか、文民優位であるべきか、戦時中は軍事の専門家に、戦時という言葉を違ひますが、非常事態、つまり直接侵略を受けた、どうも俗語を使つて甚だ、その点撤回いたしますが、非常事態になつた場合に、文民政治家に任せるべきか、それとも或いは軍事専門家に、この国防方針、動員その他の指揮命令を優位せしめるか、その点について伺ひたいと思ひます。

○公述人(岡村誠之君) それは武は文に従属いたしますけれども、武として武自体の独立したそれ自体の仕事がございまして、領分がそれまで無差別に文に従属するといふことは、これはいゝわゆる全体主義的なものになると思ひます。

○植竹春彦君 そうすると公述人の御思想とせられますところは、戦時中ではもやつぱりこれは文民優位であるべきだ、さういふふうな解釈してよろしいでございませうか。

○公述人(岡村誠之君) それは事柄によりまして、根本方針は政治優先でなければいけない、根本方針は、併し個々のことは、武の領域のものは武の独立した権能を与えなければ仕事はできませんですね。

○植竹春彦君 その点私もその戦時中といへども文民優位であるべきだといふ考えを持っておりますが、一応それをたしかめておきますのが、あなたの御意見を解釈いたしますに必要だと思ひましたので御質問いたしたわけでありまして。

○竹下豐次君 岡村さんのお話の冒頭に思想というものが非常に大事だといふことになつておられますので、私なども本當にその通り考えます。たとえ戦をやるにいたしましては国民が戦う武器がなかつたらこれは敗ける、どんな武器がありまして。さうすると先ず平和というものはどんなものであるか、戦争というものはどんなものであるかといふ根本問題を国民がよく考へて、平和を守るために或る程度の武力を要するとか要しないとかさういふ問題を解決して行かなければならぬと思つております。ところが現在の日本の国民の状態におきましては、これはもう日本人だけではない、世界人類の文化がまだ非常に低級でありますから遺憾ながら私はさうせざるを得ません。さういふ問題についての判断もまだまちでおります。必ずしもその調整ができておるとは言えないのであります。それをしつかりまあ調整すると申しますか国民が非常によく考へるやうに訓練を積んで行くやうに仕向けて行かなければならぬ、これは当然さうだろうと思ひます。先ほどのお話を承つておるとその調整、訓練といふものができていないときに国防のいろいろな機構を現在の程度で作るといふことは非常に危険である、さういふことは私は承つたわけでありまして。さうすると調整ができるまで日本国民が相當にさういふ訓練ができるまで待つということになつたら相當に長い期間

を要するのではないか。その間やはりさういふ国防の機関、施設というものはしないほうがいいとお考えでありますか。あとで承りますとまあ作るものだという前提の下にいろいろな御意見を承つたのであります。一番先の御意見が一番大事だと私は思ひますのでその点伺ひたいと思ひます。

○公述人(岡村誠之君) お答えいたします。端的に私の今さういふ事柄に關します私個人の案を申し上げますと、日本の再軍備過程は構想は早急、尙早的である。これはアメリカのかねて持つてゐる軍事政策というものは尙早的である、武力第一的である、その計画的不健全性を警告することなくその方針の中に巻込まれておるといふやうな見解であります。日本の物心両面の現過程を見ますと、現在の兵力量ではこれは多過ぎる、総合的に見た場合に私は個人的に申しますと現在何万かございましてあれはもう少し減さなければならぬといふ意見であります。う少し。まだふやそう、殊に三十二万五千といふのはとんでもないことである。兵力をふやすと国は亡びるといふ結果はやはり起るのであります。併しもう一遍さういふことを申上げておかなければ、この現在の保安隊を見ますとあれは前時代的の軍隊です。よく言われまふ水爆戦争を主とする大きないくさはそんなに簡単に起らないといふのが私の洞察なんです、個人的の。とても三年や五年や十年では起らないだろうと私はさういふ判断をしてゐる。相當間がある。あまりにも尙早的にさういふ戦後のまだ虚脱時代の基礎のないときに兵数だけ合せてさうし

つ、保安長官が幕僚長を兼ねる、こういうことなんかも旧軍隊にはないと思うのです。そういうこともアメリカ方式が混入しているのです。それで合同作戦をするときそのほうが都合がいいというので、アメリカ軍隊と一緒に戦争をさせるときに都合がいいというようなことで、そういうことが考えられていると思うのですけれども、その他いろいろあると思うが、とにかく自衛隊は日本独自の軍隊と見られないと私は思うのですが、その点はどうか。それからもう一つは私はこれは新しい法律と見ているのです。で、自衛隊というものはつきりこれは軍隊である。例えば軍令系統と軍政系統と分れて法律が二つにできているのですね。これはもうはつきりした軍隊としての形ができて、ここではつきり質的に性格が違つて来ておると思うのです。従つてこれはもう憲法に違反するしないは又我々論議するのですけれども、はつきりと私はこれはもう軍隊である。この法律によつて非常に性格がはつきりして来ると思うのです。いわゆる三軍バランスの方式をとつております。この二点について専門家としての岡村さんの御意見を伺いたい。

○公述人(岡村誠之君) 第一は日本の自衛隊は日本独自の軍隊たり得るかという御質問。これは私は実は極めて深い憂いを持つて眺めておる次第であります。極めて深い憂いを持つて。これは日本人が本當の自立精神があるかどうかということと直結しているのです。それ以上はちよつと私ここで申し上げます。

○木村晴八郎君 その点については今のところ、いふ条件を附して、いふ事な。

MSA協定を結び、それからこの二つの法案の作り方の底流に現われているもの、そういうものから見て、ただ精神の問題にやなしに、そういう条約とがこの法案の作り方、そういうものから見てこれは日本の独自の軍隊たり得るかとお伺いしているのです。

○公述人(岡村誠之君) よほど考えを入れなければ大変なことになると思います。なぜかと申しますと、私は国防方針をどこで作るかということに申上げたのはそれなんです。たとい何もなくとも国防方針は作れますよ、独立国は。利用しようと思う外国の力を駆使したらそれは国防方針になると思う。国防方針は日本の国でしつかりしたところできつかり練つて作らなければいけない、こういうことと関連しますね。よほどしつかりしないと、こういうふうに思います。

○木村義八郎君 第二の点。
○公述人(岡村誠之君) 第二は、これは本場の軍隊であるかというあれでありますか、これはまぎれもなく兵学的に普遍的な見方から見て軍隊である。併しそれを政治的にどういうふうに表示するか。私はその兵学の一学究でありますからそれは触れません。兵学的な立場から見ましたら軍隊でありましようね。これは政治家が戦力を論議する場合は私は知りませんが、戦力とは戦う力ですね、兵学的にそれと同じであります。政治的な表現は私は慎みます。

○八木幸吉君 兵学的な立場における軍隊その定義を聞かして下さい。
○公述人(岡村誠之君) 外国の侵略軍に対して組織を持つたこういうものをそれに備えて国が持つておるのが軍隊

です。
○八木幸吉君 外国の侵略に対して組織的に編成されておる部隊は軍隊である。こういう定義ですか。念を押しておきます。

○公述人(岡村誠之君) 私はそう思います。併しその軍隊は、主任務はそれでありますが、国内におきまして例えれば過去に震災等のときに出て行つていろいろな働きをしたとかそういうことは又やりますよ。

○八木幸吉君 国内の災害に対して軍隊が出動するということは軍隊として本質的な意味ではありませんね。

○公述人(岡村誠之君) ありません。

○委員(小淵義男君) それでは次の公述人の意見を伺います。次に法政大学教授中村哲公述人の所見を伺います。

○公述人(中村哲君) 只今御紹介頂きました中村でありますが、なかならあきらと言ふのが正式な名称でありま

す。昨日からちよつと熱を出してあります。話しづらいところがあります。ですが、その点御了解願いたいと思

います。この防衛庁設置法案と自衛隊法案を全体として見ました場合に、その印象は軍隊を設置し、戦争を前提としてい

るものという印象を受けます。勿論表面上は現在の憲法の九条が戦争を放棄し軍備を禁止しておりますので、その

点と抵触しないようにということを考えているようですが、保安庁法の場

合には多少そのことができていたかも知れませんが、この自衛隊法案と防

衛庁設置法案は明らかに憲法に違反する

という感じを持ちます。政府の説明を見ましても、国の安全を保つため

の際更に自衛力を増強すること、自衛力の増強と言ひまして前に自衛力が一

応認められていたかのように書いてお

りまして、何か量的な発展を認めてい

るようですが、この二つの法案は明らか

に質的な変化を認めておると考えま

す。その理由は自衛隊という一種の軍隊、或いは国防という観念は曾つて我が

国の軍隊がありましたときには、国防は軍隊の所管するところであるとい

うふう言つて、国防即ち用兵作戦、殊に用兵作戦になりますとこれは統帥

事項である、こういうふう言われて来たわけですね。又防衛という言葉自身

も、保安庁法以上の新しい観念として現われているように私は感じました。

一体こういうふうな飛躍的な軍隊の設置ということがなぜ必要なのか、国際

情勢を前提としてこういう問題は考えられるべきことですが、その国際情

勢たるや、朝鮮戦争はむしろ平和的な解決に進み、現在ジュネーブ会議が開

かれていて、或いは原水爆の発達によりまして、曾つてのように戦争が簡単

にはできなくなつて来ている。そういう目下の国際情勢の変化、それはこの

数年来むしろ平和の方向に、いろいろ困難はありますが、進んで行くとい

うことを意味しているにもかかわらず、国内の問題として自衛力を増強する

という名で軍隊を設けるということ

は全く了解に苦しむので、それは日本の国内事情のみから出て来たことでは

ないように感ぜられるわけですね。まあそういう政治論は一応この際別にして

して、私、政治学と同時に憲法を専攻しておりますので、むしろ憲法論とし

てこの問題を取上げてみたいと思

います。で、自衛隊法と言ひますが、自衛とい

ふ観念自身が侵略に対する自衛、更にこの法案では直接侵略に対する自衛とい

ふ意味から言われているのでありま

すから、この問題は明らかに第九条の戦争の放棄の問題とひつかかつて来る

と考えます。で、自衛隊であるとか、或いは自衛力であるとか或いはこの法案にいう自衛隊であるとか、これらの

概念は憲法上の概念として明記されて

いるところではありませんが、併し第九条の制定の趣旨からい、又これを客観的に解釈をした場合に、当然この

自衛権の問題が取扱われているわけ

です。併しながら他の条文におきま

す。併しながら他の条文におきま

す。併しながら他の条文におきま

す。併しながら他の条文におきま

す。併しながら他の条文におきま

す。併しながら他の条文におきま

す。併しながら他の条文におきま

す。併しながら他の条文におきま

す。併しながら他の条文におきま

す。併しながら他の条文におきま

す。併しながら他の条文におきま

と称せられて引用されているもの、即ち民政政局の名において引用されているものの中で、はつきりと交戦権、これは東大で訳しました文で、一応訳は正確と思いますが、如何なる交戦の権利も日本軍には決して与えられないというふうに着いてあつて、軍隊が、戦時国際法上受ける権利という意味で、交戦権と言つてゐるものと考える。これは英文でザ・ライト・ベリジエレンシーと言つてゐるから、そう見るわけです。そこには必ずしも自衛権が入らない。併し第一項の中で、国際紛争を解決する手段として、戦争或いは武力による威嚇或いは武力の行使というものを禁止しておりますが、その国際紛争を解決する手段というものは、どこか、日本と別個の或る地点で、国際紛争が起り、その解決に武力を用いるというふうな普通解釈しますけれども、決してそういう意味に限定すべきではなく、侵略された場合にも国際紛争なのでありまして、それを解決するといふことは、勿論第一項に含まれると解釈するのが、私は正当だと思ふ。殊にこの第一項の日本文のほうをみますと「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」こう書いてありますが一見しますと、国際紛争を解決する手段としては放棄するけれども、武力の行使もいゝというふうに見えるのですけれども、これは誤つた解釈であります。英文を見ましても、殊に英文を見ますと、国際紛争を解決する手段であるところの武力行使というふうに書いてあるんです。併しながら、武

力行使というものは、国際紛争を解決する手段であるという、同列の意味で取上げておる。ところが、自衛権のための戦争を許されるのだと第一項で解釈する人は、武力行使の中から、特に国際紛争を解決する手段以外に許されるのだと言つて、強引に自衛権のための戦争は国際紛争を解決する手段ではないのだというふうに見ますけれども、やはりそれは正当な解釈じゃないと私は考えるわけです。そのような意味から、自衛権は第一項においても否定されておると私は思うのですが、その場合に、自衛権はあるけれども、自衛権のための戦争はできないのだ。このういふういふ解釈もあり得るけれども、その場合の自衛権という意味が、どういふ意味かによつて、自衛権はあるけれども、自衛権のための戦争はできないと言つてもいいのですが、自衛権というのには、国際法上も普通自衛権の発動という言葉を伴つた生きた自衛権、つまりやはり自衛権のための武力を発動するといふ、そういう機能を含めて、自衛権と言つておるのですから、やはり自衛権はあるけれども、自衛権のための戦争はできないといふのは、普通言われておるところの自衛権といふものではないのだ。こう言つていいのではないか。ただ併し、日本国民が外部から侵害を受けたときに自分を防衛するといふようなことは、これは私は、基本的な人権の規定が一方にある限り、生命権を擁護するといふことは当然あるべきで、ただ第九條は「日本国民は」とありますが、それが国権を発動して行つ場合を主として書いておられますので、国権の発動としての自衛権のための戦争といふこと

は禁止したというふうに私は解釈するわけですが、従つて又自衛権のための軍隊はつけないと、こう思ふわけです。このことは又学説上のいろいろ異議もありまして、これは国会でも論議されたことでもあります。第二項のところでは、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」とあるが、これは一般の戦力を禁止しておるものであるか、或いは「前項の目的を達するため」といふのであるから、第一項では、自衛権のための戦争は禁止されてない、然るに第二項では、そのためにのみ戦力は保持しないといふのであるならば、自衛権のための軍隊はおき得るのだという解釈が一方において行われておりますが、これはやはり間違ひであります。前項の目的を達するため」といふのは理由でありまして、決して軍備に対する条件ではない。若し条件であつて陸海空軍その他の戦力を限定しているのだとすれば、これは「前項の目的を達するため」といふ文章になるのではないかと、要するに自衛権のための戦争はできないし、自衛権のための軍隊はつけない。こう思ふのであります。この法案は、正言自衛権を設けようといふのでありますから、憲法の違反の疑ひは十分であると私は考えるわけです。

それから、殊にこの自衛隊法の八十八條などを見ますと、武力の行使といふ言葉をはつきり使つてゐる。ところが憲法の第九條は武力の行使を禁止してゐるのですから、そういうところは、明瞭に憲法違反の問題が出て来ると思ひます。これは内容でなくて、もう名目からして憲法に違反するといふことが明らかであると思ひます。それから、少しばら／＼の問題を次々に申すことになりますが、お許し願ひたいと思ひます。

又例えば、防衛庁法の第五條の十三号もそうですが、直接侵略間接侵略に對し我國を防衛しといふふうに、「直接侵略及び間接侵略」といふ言葉が保安庁法と違ひまして、真正面から出て来たといふところに非常な特徴があると思ふ。先づ間接侵略といふことですが、一体間接侵略とは、どういふことを言うのか、世間的にはよく間接侵略といふことを言ひますけれども、法の條文で、間接侵略といふことを言うやうな明確なる概念が一体あるのかどうか、こゝういふ不明瞭な概念を憶面もなく出して来たといふ点が保安庁法と非常に違ふと思ふのです。

それから直接侵略といふ点につきましても、直接侵略に對するものといふことになりまして、これは明らかに軍隊になつて来る。従来保安隊が直接侵略には對するものではないといふのが政府の解釈であつたと思ひます。ただこの点もや動いて来た場合もあるたかと思ひますけれども、つまり直接侵略に對抗すれば、これは明らかに軍隊なのです。従つて憲法で言うところの戦力なのです。で、それでは、従来の保安隊は憲法で禁止してゐるところの戦力ではないかと言ひますと、これは現在の保安隊自身が戦力であると判断しますが、そういう実体だとか、装備、そういう制度という面から戦力を規定することもできれば、又その機能、或いは目的から戦力といふものを規定することもできるので、今まで保安隊は、その実態から見まして軍隊の実体を備へてゐるという点で憲法違反の疑ひは十分であると考へたのです。が、それが更に、今度は保安隊の場合に、これが軍隊ではないのだといふときに、国内の治安を護るものなのだから、一つの機能、或いは目的のところまで絞つていたわけですが、その点が自衛隊は全く解除されて、直接侵略に對するといふことになりましたので、それから、これを軍隊だと言ひたいとなれば、どういふ理由で軍隊でないと言えるのか、私は全く了解に苦しむところでありまして、従つてそのことは明瞭に憲法の言う戦力の保持の禁止に違反するものと考えられるわけです。一步譲つて、自衛隊といふものであるから、これは陸軍でもなければ海軍でもない、空軍でもないといふかも知れませんが、この自衛隊は、この新しい法案によりまして陸海空といふ三つの編成になつております。このことから言つても、陸海空を中に入っている、そういう自衛隊であるといふことが明瞭であらうと思ふ。で、一步譲つて、自衛隊は陸海空軍ではないと言つたとしても、「その他の戦力」の中に入つてゐるというところは、これは明瞭であるわけですが、殊に憲法が「その他の戦力」といふ、「その他」といふところを禁止してゐるのには意味があるのであります。従来とかく陸海空軍でなければ、「その他」のところを簡単に見る傾向もありましたけれども、憲法のそのほかの條文の規定の場合に九十九條が、例えば天皇、摂政、國務大臣、國會議員「その他の公務員」は憲法を擁護しなければならぬといふ場合の

「その他」というところ、この「その他」というのはどうでもいいのだというこ
とになりますと、天皇や国会議員は憲
法を擁護しなければならぬけれど
も、その他の公務員はどうでもいいの
だというような解釈になってしまうの
で、実は「その他」というところに重
点がある。陸海空という名前でも軍備
が行われるなどということは、事實は
憲法の下ではできないから、だからこ
そ、「その他」という形でやるんで、そ
れを禁止しているというところに、こ
の憲法の意味があるわけだ。その意
味から言いますと、自衛隊という、そ
ういう名前における「戦力」である
というところは否定できないのではない
かと思ひます。

それから個々の問題としましては、
先ほど申しましたように国防という概
念が真正面から出て来たのだというこ
と。国防という概念は、今まで戦争中
には行われましたが、戦後にはそうい
うものを政治の面でも出して来たこと
を聞いたことがありませんので、臆面も
なく国防ということがここに出来て来
た。そうしてその国防会議というもの
が設けられるというのでありまして、
防衛庁法では、殊に国防会議を設ける
ことを目的とする。第一条を見ます
と、「この法律は、防衛庁の所掌事務
の範囲及び権限を定め、且つ、その任
務を能率的に遂行するに足る組織を定
めるとともに、国防会議の設置につ
いて定めることを目的とする。」国防
会議の設置をこの防衛庁法は目的とし
ていたが、その国防会議についてはた
だ一行、第四十三条で「国防会議の構
成その他国防会議に關し必要な事項
は、別に法律で定める。」ということに

書いてある。構成については、第
三章で……。この権限はとにかくとし
まして、具体的には、法律に委せよう
としている。殊に最後のところ、四十
二条、四十三条のところで片付けてし
まつてゐる。そういう乱暴な法律案と
いうものは、今までの法律案の審議に
おいても、あまり前例がないのじやな
いか。結局国防会議というものを認め
させておいて、そうしてその構成は勝
手に又次に認めるということになるの
じやないか。国防会議が重要でありま
すのは、先ほどからもお話がありまし
たけれども、国防という名前で行われ
る場合に重要なことは、統帥を国務が
どうして押えらるるかということであ
ります。このことについては、私は戦
時中国国防会議ということについて考
えさせられる機会がありまして、そう
いう案を、これは軍が、統帥権独立の
名において勝手なことをしないように
いうので、国防会議というものを設置
してはどうかという案を近衛第一次内
閣當時に出したことがありまして、そ
の自分の経験から言ひまして、国防
会議というものは、やはり統帥権を押
えるためのものとしてでなければ意味
がない、又そういう意味で総合的な国策
でこれをきめて行かなければならな
い。そう言ひますと、何か統帥権を前
提としてゐるようではすけれども、事
実は、この自衛隊法及び防衛庁法は、そ
れが憲法違反であるというところは、私
さつき申しした通りですが、一步譲つ
て、この法案の内容をここに審議する
とすれば、これは統帥権に相当するも
のも規定されておられますので、実は、
やはり又統帥権の名において、軍が専
門的な発言をする、それに政治が引張

られるということが十分起り得る。そ
のことについては、日本の歴史は旧憲
法制定以来、それ以前からでもありま
すが、殊に旧憲法には、統帥権の獨立
という規定がありましたので、非常に
苦い経験を經ております。そういう
いわゆる統帥権の名のほどできめ、
作戦用兵をどこできめるかというも
のが実際に決定するようです。という
のは、この防衛庁法の二十三条です
が、「陸上幕僚監部は陸上自衛隊につ
いて、その他各監部は、ここに列挙さ
れてありますように、「防衛及び警備
に關する計画の立案に關すること。つ
まり作戦の立案というものをこの幕僚
部がきめるのであつて、幕僚會議とい
うものがありますけれども、これは調
整に過ぎない。そして国防會議は上
にあるけれども、これは諮問機關に過ぎ
ない」ということ。ここに問題があると
思ふのです。

それから簡単に最後に申しますが、
今度のこの法案によりまして、内閣総
理大臣がいわゆる統帥権に相當する最
高指揮監督権を持つておりますので、
内閣総理大臣は、議院内閣制の下にお
いては国会を通じて民意を反映するわ
けですけれども、併しその面から言え
ば、この自衛隊及び防衛庁の軍隊類似
組織が、内閣総理大臣によつて握られ
るから、そこで統帥關係を政治が抑え
られるようではすけれども、その内閣総
理大臣というものは、決して實際の指
揮権を持ち得るわけでもないで、そう
いう決定をしますのは、普通官僚制度
と言つて行政學上非常に問題にされま
すように、この現実の權力を握るその
官僚機構、軍の場合にはこの幕僚部を

中心とするその系統が實際の實権を握
つて、そしてその上に統合幕僚會議と
いうものがあつても、これは本當にそ
こで調整が、陸海空の間で調整がとれ
るかどうかわからない。上に国防會議
をやつても、今内容は少しもわかつて
いない。そしてそれではその長官とい
うものがあるではないかというこ
となるでしょうが、長官は国務大臣であ
ると言ひまして、この国務大臣であ
る長官は、今までは、内閣の一員と
して恐らく他の国務大臣と同列にあつ
たと思ひますけれども、今度はその国
務大臣である防衛庁長官は内閣総理大
臣に直屬するという形で、或る程度の
獨立性を内閣に對して持つてゐる。そ
こに今の議院内閣制としまして問題に
されてゐる点が十分あるのじやないか
と思ふのです。殊に第七條によりま
すと、首相は内閣を代表して最高の指
揮監督権を行使するというのですが、
首相が内閣の意見に従つてやるという
ことになるのではなくて、却つて首相
が内閣の名において、そうして事實上
の軍隊と結び付いて行くのではない
かと思ふのです。こういうふうな国務大
臣である防衛庁長官が、それは国務大
臣なんでありまして、閣議の一員
として全く平等にそこで閣議の上で決
定されることに従ふならともかくも、
その閣議できまることよりも、むしろ
内閣総理大臣に直屬してゐるというこ
ろ、ここに問題があると思ふのです。か
ら曾つての陸軍大臣、海軍大臣が同じ
内閣の中にありまして、事實はこれ
は軍政機關でありまして、統帥機關で
はありませぬが、ただ統帥事項につ
いては、事後承諾を受けるとか、或いは
帷幄上奏を軍政大臣がやるというよう

な慣習がありますために、このことを
通じまして軍政大臣というものの、陸軍
大臣、海軍大臣が、ほかの国務大臣か
ら別個な行動をとる。これは、それで
しばしば内閣が瓦解したという例は、
日本憲政史で明らかなことです。それ
と多少違ひますけれども、この防衛庁
長官というものが独自の性格を持つた
ために内閣の統一が破れるのではない
か。これは議院内閣制に對して何らか
の危機をもたらされるものではないか
というふうにも考えられます。それ
で、従つて長官が、内閣でなく国会か
ら遊離する傾向がありはしないかとい
うこと。それから、そういう意味で一
番心配されるのは、軍というものが一
般の政治から離れて行くことですが、
自衛隊法の第十九條だと思ひました
が、方面隊或いは管区隊の増設につ
いては、国会の事後承諾を求めるだけ
でありまして、この方面隊、そういう軍
の編成というふうなことに對しては、
これは旧憲法の下でも、予算を伴うた
めに国会の審議の対象になるわけなん
ですが、そういう軍の編成に關する、
殊に増設する場合、それは緊急性が少
しもない場合でも、国会の事後承諾で
済むということは、これは非常に国会
を無視してゐるのじやないかと思ひま
す。

それから十九條で、地方隊の増置も
やはり同様であると思ふのです。
それから八十一條でこの自衛隊が出
動しますときに、公安委員會と協議す
るといふのでありますが、協議といふ
のは承認ではないので、公安委員會が
反対しなくても、協議すればそれで済
むといふことになつてしまふ。又百五
條で訓練のために農林大臣や知事の意

又九十六条で司法警察職員というものの職務が規定されておりますが、これは隊員の職務に關し隊員以外の者が犯した犯罪をも取扱ふことができるというふうになつてゐる。ところが一体隊員の職務というものは何であるかということは、この自衛隊法案を見ましても、分しもはつきりしてゐない。書いてない。そういう、わけのわからない

い隊員の職務に関連して、一般の国民が嫌疑を受けますと、これはいむゆる従来の憲兵に當る司法警察職員、この自衛隊の中の司法警察職員によつて処罰される。こういううなことで、一般的な国民の生活が犯されるのではないかといふに考えます。又一番やはり問題になるのは、国民の生活がこういう法案によつて犯されるということになりますと、これが問題であると思ひます。

それから百五条には、自衛隊が訓練を行うために水面を使用する場合がある。これは先ほどもちよつと申し上げましたが、農林大臣や関係府県知事の意見を聞き、そうして漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。これなんかも、民意に反して、或いは国会の意思に反して、内閣総理大臣が自衛隊に決定すれば、これに対して何ら一般の国民は異議を唱えられないというようなことが生じて、来るのではないかと思います。

以上、簡単であります、私の……。

○竹下豐次君 自衛隊法の第七條「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督權を有する。」この「内閣を代表して」という言葉が使つてあるのです。ちよつとさつきお舐れになつたかと思ひますが、これは法律の文理解釈として、どういうことになるのかお伺いしたいと思うのですが、総理大臣が内閣を代表して意思を表示する場合には、必ず閣議を経なければならぬものであるか、単独にただ閣議にもかけないで發表して、それが代表と言えるかどうか、これは文理解釈として、どういふふうに御解釈になつておるのでございますか。

○公述人（中村哲君）　そういう点が条文として明瞭にされておればいいわけですが、この七条では明瞭にされておりませんが、の極端に言えば、どちらにでも解釈できるといふのが、法律の解釈ではないかと思ひます。それでむしろこういう条文がありますと、内閣総理大臣は内閣を代表しているものであるといふかのごとき印象が与えられる。そういうふうには解釈されることになりますと、非常に問題じゃないか

と思います。ですから、やはり内閣の閣議の決定に従うべきであるというふうな、ここにそういうことを明文として入れるべきだと思います。

○植竹春彦君　簡単に……。

さつき、現在の保安隊も憲法違反の疑いがある、戦力であるといつたような公迷がありましたのですが、その現在の保安隊をこさえている目的が、あの通り治安維持、つまり警察力だと思うのですが、それが警察力と軍隊と、概念の相違ですね、それはどういふふうにお考えでしょうか。

○公述人(中村哲君) 警察は、単にその目的が治安の維持である、或いはその機能が治安の維持であるというだけでなく、客観的に治安の維持の程度の装備であり編制であり、そういう教育がされている場合には、その組織が警察であると申してもいいわけですが、現に警察と言えないために保安隊といつていろいろでありますし、そういう機能や目的の上では、外敵に当るのではない、直接侵略に当るのではないと言っておりますので、あたかも警察のようであるけれども、併し私は先ほど申しましたように、その面だけから見るとでなく、その実体が、外敵

と当る、そういう実質を備えているかどうかというところで、やはり問題になるのでありまして、そうでなければ、憲法の戦力なんという解釈をどうにでも変えられちまう。だからやはりこれは宛観的に見なければならん。こういうふうに考えます。

○植竹春彦君　それでは、警察力の客観的条件と言いますか、どの程度まで警察力と言いい、どの程度から軍隊と言えるのでしょうか。

○公述人(中村哲吾)　それは、本来警察と言いますものは、警察官等職務執行法というのがあります、この自衛隊の場合でも、それを頻りに準用したり、その例外をきめたりしております

ように警察権というものは、特定の個人が犯罪をした容疑がある場合に、その個人を捕えることであつて、不特定の集団に対して、その集団が傷害を与えられる、例えば機関銃を特定の群集に対して向ける。その特定の群集に対して向ける場合、その群集の中にやつたやつもいればやらないやつもい

る、それにもかかわらず警察の武器によつて被害をこうむるということは、これは警察の機能ではないと思ひます。警察というものは、個人を追究することだと思ふ。だからその意味では、ちよつとしたガスでその行動をとめるというようなことは、そのことによつてその群衆の行動が停止されても、別に生命に関係ない。ところがバズーカ砲だとか、戦車だとか、機関銃だとかいうことになりますと、そこにいた群衆の誰がやつたかわからないのに、警察がそういうことをやるのは、警察が積極的に個人を傷害することになる。憲法の基本的な人権のものになつ

ている生命権を奪うことになりま
すから、そういうことを警察ではやれない
と思います。ところが軍隊は、そうい
うことをやっています。そういう意味で
今の保安隊の装備や教育は、まさに警
察の範囲を超えているんじゃないか。警
察官等職務執行法では、今度現行犯で
ない場合には、司法官憲の逮捕令状に
よってなければ逮捕できないという
くらいになるのでありまして、それが
警察官の職務の基本になつて、おりま

す。今のごとき形では……。それをやはりここで引用しながら、自衛隊というものは、軍隊でなく、警察の変形だということを言うために、この法律にも警察官等職執行法を頻りに引いて

いるのです。やはりそれが基礎でなければならぬと思うのです。

○植竹春彦君　そういう集団的に治安を攪乱したような場合に、この治安を回復し、防遏する力は、これは警察力でないという御見解ですか。

○公迷入（中村哲君）　いやそうではありません。その場合に、ガスだとか、

消防のホースだとか、そういうものでその群集に対するということは、これは当然だと思えます。だけれどもその群集の中で誰がやつたかわからない、誰が首謀者かわからない、そういう不特定の人を殺し、生命を奪うということとは、警察にはそういう権利はないと思えます。

○植竹春彦君 私は、警察力というもののが概念が、昔の概念と今の概念と違うように思うのです。それは非常に、つまり警察力という概念が大きくなつて来ていると思ふのです。それは決して私の考えただけではないと考えているのです。例えば刑法の改正シユトラ

フレヒツ・エンデルングス・ゲゼツツ
を見ますと、内乱外患に関する規定、
その変更、今のは一九五〇年の西ド
イツのですが、それからスイスの刑法
の改正にも、国家防備に関する罪を規
定したものがあつた。更に一九五一年の
今申上げた内乱外患に関する規定の改
正、そのほかにはゲゼツツ・ツム・シ
ュツツ・デア・ペルゾーニリツ・ヘン・
フライハイト、人身自由保護について
の法律があります。その法律の改正で

以て、その提案理由の説明に昔の革命とかいつたようなものは、或いは政治的治安攪乱、そういつたものは刑法だの、ピストル、バリケード程度で防げた。ところが今日では、とてもそういうものでは防げない、それで治安の攪乱が外国との通議の下に行われる場合もあるし、相当な準備用意の下に、企画の下に行われているものだから、相当大規模な治安維持の力を要する。そういうふうな立法例を見えますと、警察力の概念というものが非常に今日では拡張されておるのではないか。そ

うして戦力、即ち軍隊、治安維持、即ち警察力と、その戦力との概念の別々の枠が非常に交差状態なんじゃないか。ただ日本では憲法を改正してありませんから、これが日本における警察力、保安隊は、戦力概念と交錯してある。これは憲法違反になつてしまふすれすれというところまで来るのではないか。やはり日本の保安隊というものは、私は今の程度のタスクを持つた、飛行機を持つたりしては行けないけれども、やはりこれは設置目的からしても、警察力の概念で考へて行つて差支えない。こういうふうに思うのです。

○公述人(中村哲君) でありますから、私も今の自衛隊と、それから保安隊では、非常な質的な変化があつて、今までの保安隊は国内治安に備へるということを言つていたので、その意味での警察的な要素がなんといつてもあつた。今度は直接侵略に対するから軍隊であるというのを私はやつぱり言つたのです。言ひましたが、それでは、その国内治安に対するという目的や機能だけで警察だと言つていいかと言へば、まあ如何なる場合でも、そういうことを言へば、事実上軍隊であつても、国内治安のためだと言へば通つてしまひますから、併しやはり、だからもう一つ実体のほうで制限されるだろう。こういうことでその実体のほうの武器の範囲はどの程度かといった場合に、その限界が個人の生命を奪つたりするようなものであつてはならないと私は考へる。そうして西独やなんかのそういう例がありましても、それがいいか、承認するかどうかは別でありまして、やはり国内警察というものは、そ

ういう西独なんか若しそういう形でやつているとすれば、それは少し行き過ぎじやないかと思ふのです。併しだからといつて、警察というものは国内治安で放つておくべきものかと言ひますと、そうじやないと思ひます。そうしてその警察の手段というものは、さつき言ひましたが、やはり催涙弾とか、ホースとか、人間の生命に関係ない程度の、何かこの、逮捕するとか何とかいうことでなければならぬのだらうと思ふのです。それでなければ、つまり若しそういう群衆の蜂起が起つたときに、その蜂起の理由が正当な場合があるわけなんです。そういつたとき、その正当であらうが、何であらうが、群衆が立上れば、それを全部殺戮するというのは、これは暴力政治だと思ふ。やはりその群衆が何を言つていのかというのを聞いた上で、それを調べなければならぬ。そのことについて、やはり警察というものが、それだけの文化的な要素がなければいけないと思ふ。それをたまた力で抑えてしまふ。殊に殺戮してしまふというのでは、問題の解決に少しもならない。たゞ非常に暴力的な現象を非常に大きな力で爆発させることになるのじやないかと思ふ。

これは私の意見です。

○植竹春彦君 あとは論争になりますから、ここで……

○矢嶋三義君 二点伺ひます。

先ほど先生からいろいろ承つたわけでございますが、例の自衛戦争と自衛力の件について伺ひますが、憲法制定国会当時の記録を見ますと、当時の金澤国務大臣は、自衛戦争は否定しないが、九条の二項で交戦権を放棄して

いるから、自衛戦争はできない。こういうことを述べている。それから吉田総理は、自衛権は否定しないが、自衛権の発動としての自衛戦争はできない。こういうふうな答弁されてゐるのですが、いずれもその自衛戦争ができないというのを述べている点は同一なんです。そこで私ここで承つておきたいのは、自衛権を否定しないがという、この自衛権ですね、それは概念から言つて、どういふものか、それが一点。

それからもう一点は、今度の法案では、直接侵略に対処することになるわけですが、その際にこの憲法九条で言うところの、「交戦権」ですね。これの全部、或いは一部が行使されることになるのではないかと、こういうふうには私はまあ考へるのでございしますが、憲法学者として、その場合に憲法九条の二項で言つてゐる「交戦権」との関連は、どういふようにお考へになつてゐるか。その二点だけ伺ひたい。

○公述人(中村哲君) 第一点について、まあ自衛権というものを、私は最初申しましたように、自衛力と離れた自衛権という抽象的なものを言つていしかつたかという問題は問題だと思ひますけれども、この從來自衛権と言つていふものは、自衛権の実体を含めてやはり言つておりました、それはライト・オヴ・セルフ・デイフェンスと言つてゐるわけですね。ところがそれに対して、自存権は、自分の国家が存立する自存権はある。ライト・オヴ・セルフ・プレゼザベーションという概念がありまして、これは自存、自立の権という、その自立権の中には、経済的な自立権なんかも含めておりました、自

衛権とは多少違つたわけですが、今申されましたこの自衛力が、自衛戦争が禁止せられても、何か自衛権があるのじやないかという場合の自衛権は、むしろ私は個人の緊急防衛権、基本的人権の一つにあるものというふうには私は解釈してゐるのですが……

○矢嶋三義君 ああ、結構です。わかりました。

○公述人(中村哲君) それから、第二の「交戦権」の問題ですが、正に自衛隊が、直接侵略に対処するすれば、それに対応するということは、そこで戦争が……と言ひますか、武力の行使が行われることは明瞭でありまして、憲法では武力の行使を禁止してゐるの

ですが、この条文の中では、はつきり「武力の行使」という言葉を使つておるわけですね。だから戦争でなくとも、「武力の行使」が行われる。そうした場合に、それが「交戦権」の問題にかかつて来るのは当然だろつと思ひます。でそのことは金森さんのように、第一項では自衛権は禁止してないのだというふうには解される場合でも、私のように第一項でも、すでに自衛権のための戦争は禁止されてゐるのだと解釈する場合でも、「交戦権」の問題というところになれば、すべて引つかかつて来るのじやないか。こういうふうと思ひます。

○八木幸吉君 先生に伺ひますが、九条第一項の問題でございすけれども、この「国権の発動たる戦争」というところは、通常はこの「国際紛争を解決する手段としては」にもかかる、こういうふうな言われておりますが、今御引用になりましたマツカリーサー・ノートですね。それから憲法制定当時

の法制局の英文でございすね。あれで見ると、いわゆる同格になつてゐる。これは英文としてははつきりして、今先生がおつしやつた通りであります。が、あの日本文をそのままに文理解釈した場合に、「国権の発動たる戦争」と切つて、「武力」以下が、「国際紛争を解決する手段としては」と、そういうふうに読めますから。それを伺つておきたいと思ひます。日本文として……

○公述人(中村哲君) 私は、そう読め

ないと思ふのです。

それは、「国権の発動たる戦争」というのと、それから「武力による威嚇又は」と、「又は」という言葉がありまして、「と」という字と、「又は」というのが、「と」と、もう一つ結んだときのその結んだ中で、又再興されたときに、「又」又はで結ぶのですから、だから「と」とで並列して、「と」で、「武力による威嚇又は武力の行使」が並んで取上げられてゐる。「と」で切つてあるものじやないというふうには私は解釈しますが、それが正しいと思ひますが、つまりこの「と」ということが、「と」で切つたのじやなくて、「と」というのは、「国権の発動たる戦争」と、「それから「武力による威嚇又は武力の行使」というのが、同列に結び付けられると解釈するわけです。

○八木幸吉君 そういたしますと、「国権の発動たる戦争」も、やはり「国際紛争を解決する手段」にかかります。で、英文が又そういう意味に解せられるのですから、これはただ参考として英文のことを言つてゐるだけの話で、

日本文としても、やはりそう解釈しなければならぬのじやないかと私は思うのですが……。

○八木幸吉君 先生のお話から来る結論は、今おつしやつたことと逆に私はとれるのですが、英語のほうじや「アソッド」で、あれが繋がっているのだから、「国際紛争を解決する手段としては」戦争を認めない。こういうふうには、日本文では読んでゐるのではあるが、その際、どうですか。その点は、日本語では、「国権の発動たる戦争」もいけません。それから「国際紛争を解決する手段としては」、「武力の行使」も「威嚇」もいけない。こう二つに読むといふことができるかどうかといふことを伺うのですが、できますか。

○公述人(中村哲君) ああ、そうです。私は、これはやはり並列的に解釈を今までして来ておりますので、それはそういうふうに行なわれましたので、問題はあれかも知れません。あるかも知れませんが、従来から、そういうふうな解釈しておりますので、私は解釈できると思つてゐるわけです。

○八木幸吉君 もう一つ……。それから憲法の中に、武力による威嚇、武力の行使を禁止してゐると、こういうふうには先ほどおつしやいましたのですが、それは、やはり第一項を意味するのでございませうか。

○公述人(中村哲君) ええ、武力の行使を禁止してゐるというのは、そういう意味です。

○八木幸吉君 それは併し国際紛争解決の手段としての武力であつて、その他は禁止してゐない、こう読むのは間違つておりますか。

○公述人(中村哲君) 私は、つまり国際紛争の解決の手段という意味のものである。つまり武力の行使というものが国際紛争を解決する手段なのであるという意味に英文としてはとれるといふことを私はさつき申しあげたわけですね。だから限定してゐるのじやなくて、武力の行使とか、或いは威嚇といふことが、国際紛争を解決する手段なんだといふふうな解釈したわけなんです。

○八木幸吉君 もう一点。この内閣総理大臣が、最高の指揮監督権を持つてゐるということ、旧憲法における統帥大権とは、どういふ点で違ひますか。

○公述人(中村哲君) 従来の憲法では、「天皇は陸海軍ヲ統帥ス」といふ、ただそういう規定でありまして、国務大臣が輔弼しない。つまり統帥機関のみが統帥に關しては輔弼するといふのが解釈です。ただ明治憲法の制定当時でも、花井卓藏博士などは、統帥権の独立といふものもないのだといふふうな言つたのですが、美濃部達吉博士を初めとして、統帥権の独立という単独の条文といふのは、結局国務大臣が輔弼しないことであつて、統帥機関が輔弼することであるといふことになつておりました。ところが、「天皇は陸海軍ヲ統帥ス」といふ、その天皇のところに代つて、内閣総理大臣が出て来たような感じはさせられるわけですね。ですから、問題は、統帥機関に対して国務大臣が発言できるかどうかといふことですね。統帥権の問題、統帥権の独立といふのは、そのことなんです。

つまり旧憲法では、内閣という制度が、憲法の上では認められておりませ

ん。ですが、實際は、内閣を意味します。つまり内閣から離れて、統帥機関のみが統帥の事項を取扱つて、それはその問題は、やはりこの自衛隊法でも問題になるのじやないかと思つたのです。といふのは、アメリカの軍事顧問といふものが日本に大量来まして、それが一体どこでどういふ機関に発言するの、それが曾つて満州国におきまして、関東軍といふものが何となく存在して、満州国の国法の制度の中に、関東軍といふものはないので、然るに関東軍といふのは事実上満州国と、内面指導権といふことを、話合ひの上で慣習的に確立しておりました。

従つて満州国軍に対する統帥は、實際は関東軍が握つてゐたわけなんです。そういう内面指導権のようなものが、軍事顧問とそれから幕僚部との間にないかどうか。若しそういうものがあるとすれば、又ある可能性が非常に強いとすれば、日本の軍隊は、曾つての満州国の軍隊と全く同じになるのじやないかといふ感じがするわけです。

○八木幸吉君 それから交戦権のこと伺ひたいのですが、先生の御見解ですと、国際法上の交戦権だけがあつて、国のいわゆる戦う権利といふ意味の御解釈は、この憲法のこれにはないわけでございますか。

○公述人(中村哲君) いや、私はさつき、まとめて申しましたので、もう一回言うことになつてしまひますけれども、私は通常第二項の「国の交戦権」といふ意味は、国が戦う権利といふふうな広く言うけれども、併しこの憲法のいきさつからいって、むしろ交戦権といふものは狭く言つてゐるのじやないか。つまり軍隊は戦時国際法に受ける

権利、例えば俘虜の特権待遇を受けるとかいふ、そういう意味でベリジュレンシーといふことを言つてゐるので、マククアサーといふのは軍人だもので、それから、その意味で交戦権を言つてゐることは、マククアサー・ノートでは明らかです。それで私は憲法の解釈として、勿論国の交戦権の中には、一般的な、国が戦争をするという権利を全部含めて解釈するという立場を十分に考へたのですけれども、ところがだん／＼「国の交戦権」といふ解釈が明確化されなければいけないといふので、私は最近、交戦権といふものは、やはり厳密な意味の交戦権と解釈して、その代り第一項のほうで自衛権の戦争を含めてしまふという解釈をとつてゐるわけです。

○八木幸吉君 マククアサー・ノートにいわゆる交戦権は、広い意味の交戦権じやないのですか。

○公述人(中村哲君) それは、どう解釈するかという問題はあります。私はさつきでも、マククアサーはやはり軍人ですから……。第一、憲法の条文に交戦権という言葉が出て来るのがおかしいですね。これは軍隊用語なんです。戦時国際用語です。ですから、まあその解釈しなくてもいいけれども、その解釈する立場をとつてゐるわけなんです。

○委員長(小酒井義男君) それでは、ほかに御質疑もないようですから、午前の会議は、これで一応休憩に入ることにいたします。午後三時三十分開会

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員会公議録を再開いたします。元陸軍大佐大越兼二公述人の所見を伺ひます。

○公述人(大越兼二君) この法案をめぐりまして、(一)の紛議があることを承つておられますが、それは日本の歴史に譬えて見れば、丁度聖徳太子が、日本固有の物の考へ方、大陸から来た物の考へ方の統一をなされます前の状態と同じことでありまして、己れの思想精神を高めることなくして、ただ権力とか暴力とかで何ぞ押しつゝおんじやうしても、結局のつくものでないと思つてゐます。丁度仏像を何ぞ難波の堀江におちこみまして混乱を防ぎようがなかつたと同じことであると思つてゐます。それを解決します方法、百年余りになりますマルクス・レーニン主義者の切実なる体験を彼ら以上に學びとつて、そして日本の思想、精神、社会、経済、戦術、戦術に直る大改革を遂げなければならぬと思つてゐます。ですから、いろいろの紛議はありますが、私はそういう変革が将来成就されることを前提として、止むなく多分自衛力増強を促されて、止むなく多分自衛力増強をなさるんである、こういう考へ方から、現法案をどうしたら日本のマインナスにないならように、プラスにするようにできるかといふことだけを申し上げたいと思ひます。

この法案には三つの重大な欠点があります。その一つは軍事独裁を作り上げる可能性がある。その第二は、首相若しくは防衛庁長官が専断を以て戦争を挑発し得る可能性がある。その第三

番目は、陸海空三自衛隊を抗争せしめ、敗戦の因を招く虞れがある。ですから、自衛隊に対する首相の権限を確立いたしまして、軍事独裁の防止に努めること、首相、防衛庁長官に対する国会、内閣の監視力を強化いたしまして、戦争挑発の危険を防衛すること、並びに陸海空三自衛隊を一本化して、その内部闘争を防退いたしますこと、この三つは絶対不可欠なる修正条項であると思ふのであります。以下その一つについて申上げてみたいと思ひます。

軍事力というものは非常に恐ろしいものであります。軍事力が政権に随従しないところの、クロムウェルであるとか、ナポレオンであるとか、或いは足利尊氏というような人の手に帰したときに、あの政変が勃発したのであります。明治時代におきまして、明治十四年に天皇が大義を首切るといふことに煮湯を呑むようにして同意せざるを得なかつたのも、又、私も軍隊におりました時分に、軍事独裁が実現されましたのも、実に軍を掌握する政治の力が足りなかつたからであります。軍事力から見離された政治力というものは、甚だ無礼な言い方かも知れませんが、単なる私のお喋り過ぎない。ですから、軍を政権の掌握下に確実に置くといふことは政治の絶対的な命題である、こう思ふのであります。それを成就するには、政治家が、軍の奥情、彼等の要求をよく知り、なすべく又なし得ることは誠実にこれをやつてやり、抑えるべきこと、矯正すべきことは遠慮なく抑え、又、矯正するようにして、普段から日常の業務を通

じまして、お互いに気心も分り、言わば骨肉の間柄を軍と政治の間に作り上げて行く、それ以外に方法はないのであります。ですから、軍を指揮監督することを他人委せにせず、自分でそれをやつて、みずから企画し、指揮し、監督するといふことは、これ又絶対なる要求であります。今、法令によりまして、首相は自衛隊に対する最高の指揮監督権を有するわけでありましたが、総理府にはこの企画、指揮、監督に任ずる一人のスタッフもありません。内閣に国防会議なるものがありますが、これは諮問に應ずるところの審議機関であつて、独立の企画力も監督力もありません。ですから、首相は、企画と申しますれば、防衛庁から案件を受取つて、これを国防会議でコンクリートにできた案件を出されれば、大修正といふものは不可能でありまして、實際問題として小修正を加える程度、監督と言へば、執行を確認するとか、命令を徹底さすとか、又実情に應じてそれを取捨するとかいふことはできなく、ただ防衛庁長官の報告を聞いて満足するといふことに事上なつてしまふであります。つまり、早く言へば攝政であり、他人任せである。これでは首相の指揮監督は全く名目的なものになりまして、実情に通じて気心がかり合ひ、血の通ふ施策をするといふことは不可能であります。軍人といふものはどういふ人の言ふことを聞くかといふと、勝利を確保してくれたい、その権威を持ち、恩威並びに行つて、そして己れを知る者のために死すると思ふ人が、要するに自分の面倒を見てくれる人のために死ぬ、それはかやういふものではないものでありま

す。ですから、建武時代の侍どもは足利尊氏の下に走つたのであり、明治六年の近衛兵どもは西郷の下野と一緒に家へ帰つてしまつたのであります。若しこの法案がこのまゝに通りますならば、自衛隊員は首相のまわりに団結するのではなくて、誰かほかの人のまわりに団結せざるを得ないものであります。では防衛庁長官がその中心人物たり得るか。私はそうではないと思ひます。というのは、長官は文官機構であります。内部部局を使ひまして統制せんと試みるのであります。防衛庁でやりますものは、戦陣における斬るか斬られるかという企画であります。つまり勝負師の企画であります。多年、戦陣での勝負師としての修練を経ました幕僚長が、別の世界での修練を経んて来た文官の人と相對するわけでありますが、この文官が勝負師を統制するといふことは、吳清源の碁を法律家が世話をするやうなもので、これは話にも何にもならぬと思ふのであります。而も日本の文武官が身につけております、我々の言葉で言つて、大陸兵学、大陸兵法とでも申しますか、そういうものは、共に視野が狭小でありまして、その専門の分野ではよく能率を発揮するのであります。視野が狭小でありますから、すぐぶつかり合ひます。これは戦史を御覧頂ければよくかわること、例えばナポレオンとタマラン、モルトケとビスマルク、ルーデンドルフとビューロー、ドイツ国防軍とナチスといふものが、犬猿もたならぬ仲になつた、或いはであつたといふ事実は、遺憾なくこの両者のものの考え方、根底から違つてい

いうことを証明して余りあります。こゝで力づくの勝負をさせれば、どうしても専門分野である自衛官のほうが勝つといふことは、もう明らかな事実だと思ふのであります。それが結構だと私は申すのであります。それがすべて自然の現象としてなるであらう。今でさえ、文官のかたは五時になると帰宅なされるが、自衛官は午後九時まで残つて研究し会議をする。ですから、明日の会議では、もう押切る押切らんといふ表現は不当であります。が、實際、自衛官の立てたプランが通る。これが実態であります。現法案におきまして自衛官を内部部局に採用するといふことを認めましたのは、結果から見ますれば、文官階級がしやつぱり脱ぎかかつておるのだとさえ理解し得ると私は言へると思ふのであります。ですから、防衛庁におけるところの權威といふものは、企画、指揮、監督の中心といふものは、事実上の軍司令官、これは先立つての衆議院のほうの内閣委員会で木村長官もお認めになつておられますが、事実上の軍司令官でありますところの幕僚長がその中心になつてしまふ。自衛隊員は、事実上の企画権と指揮権を持ち、獨占的な監督権を持ちます幕僚長を中心に団結し、専らその意に従ふといふ状況になるのが当り前の話であります。そういう工合にこの法令によるからくりができておる。ですから、首相と長官といふものは、そつちの側から眺めて見れば、要するに、おれたちのやるプランを書いて判こをもらへばいい人である。実行したことを然るべく報告すればいい人である。つまり何のことはない。徳川幕府に対する京都の朝廷みた

いなものになつてしまふ。果してそれでいいのであるか。つまりそういう工合になつて、首相と長官とは、その思想動向をさえ、その幕僚長を経てなければ合法的には監督し得ない。制度の矛盾といふものは、初めは何でもないうちに見えても、その矛盾が露積して参つて、最後にどかんと爆発するのであります。木村長官はこの間の衆議院のほうの内閣委員会において、今までもなかつたからよかつた、こゝう申されたと承りましたが、これは実に恐るべきお考えであつて、私はそこに軍事独裁の危険性を多分に包蔵しておると断言するに憚りません。

そこで、それならばどうしたらよろしいか。対策として私が提唱いたしましたと思ひますのは、総理府に国防内局とでも言う一種の幕僚機関みたいなものが、幕僚機関ではないと思ひますが、これに軍事と政治との統一命令に関する事務と、それから自衛隊に對する指揮監督の仕事を担当させるといふふうになつたら如何であるか。但しその人選を慎重にしますと同時に、その任期に階段的な差別をつけて、数年の後には、主たる各党から御推薦になつたかたが皆そこに何名かの人がおつて、そして、おのづから中立的だと言ひますか、公正な立場にお立ちになつていふやうにするのが實際的な行き方ではないか。そうすれば、国防の準備、国防力の漸次的な増強といふやうなものが、そのときとくでジグザグ・コースを辿ることなく、安定した状態で強化されて行くのではなからうか。こゝういふふうに私は考えま

す。い

うが、兵力のなくなつた司令官ほど惨めなものはいません。ですから、協力しろといわれても、果してこの人は自分に報いてくれるのだろうか。食ひ逃げされるのじやなからうか。そして一週でも食ひ逃げされれば、あんな畜生という気持ちに……。こういうところから、あんな野人振りを発揮して申訳ありませんが、情を移すためにやるのです。あんな畜生という気持ちになるのです。そういう辛い惨めなことが逐次に積み重なつて、怨恨となり、憎悪となり、恐るべき修羅場が現出される。これがさつき日米両軍について言つたような形をとつて出て来るわけでありま。す。ですから、私、或る戦場一つ、師団の参謀長をたした経験がございしますが、実際それは立派な連隊長方です。え、同じ師団の中の連隊長方です。え、左右の手のように協力さすといふことは並々な苦心を要するのであります。ですから、例えていふならば、北海道の九州だのにある陸海空の三種の部隊をうまく協力さすといふことは、丁度二階から長い箸を使つて地面にある豆を拾うみたいなものだといふふうに私は思います。私がその申ししますのは、これから先の陸、海、空の三種の部隊というものは、昔のように、陸軍は満州、海軍は太平洋というようなわけ合ひのものではなくて、二本の箸で豆をつかむ以上に密接な協力関係に立たなければならぬ。早い話が、敵機の来襲を教えてくれるレーダーを載せた潜水艦は海のものでありましよう。ところがそれを受取るところの無線誘導隊は陸であります。又、同じくその警報を聞いて飛び立つて遠撃をしますのは空のものである。仮に

不幸にしてよその国が日本の国に上陸作戦を企むといふときには、この海上、空中、又地上の部隊が本当に五本の指のようになつて戦ひをしなくちやならないという関係のときに、果してうまくできるか。そんな部隊に協力したつて金鶏鐵甲にならないといふような、昔、そんな兵隊があつたのです。何ぼでも……。よく伝説になつておるのですが、天皇陛下万歳と言つて死んだ／＼と言ふ。皆こう言ふ。必ずしもそうじやないんですよ。まさかスターリン万歳と言ふ者は余り聞かなかつたのですが、例えば海軍の特攻隊の青年と、この間一緒に数ヶ月仕事をしておりましたが、そんな天皇陛下万歳といふようなことは言ひません。誰だ。山本五十六。自分を保護してくる人、頼りになる人、それしか頼らない。兵隊はまずいものを頼ると殺されますからね。やはり死ぬのは、いやなんです。そこで私は、この三つの軍を一本化するといふことは絶対的な要請だ。マツカーサー軍でもミニッツ軍でも、全部一本化しております。併し勲章くれるところは別々になつております。さつき言つたようにサヤン／＼パラ／＼を、ハリス氏の表現を借りるならば、日本軍に対する以上に熱情をこめてやられたさうであります。アラスカでやつておりますのが、現在それがどうか忘れてしまひましたが、とにかく参謀部なんか混成になつております。軍隊の協力といふものは死ぬことを前提としての協力であります。従いまして、その協力関係をうまくやるには、一時的な臨時的な措置でた然目なんだ。未来永劫、夫婦と同様に離れられないのだという関係に押込めてし

まつて、ふだんから懸けて参る必要がある。これは生きた人間である以上どうしても仕方のないことであります。米軍との協力関係上、三軍を分離しておいたほうがよろしいという議論がありますが、それは日本をよく守れての話であります。負けてしまふようなことをやつて何ぼうにサーヴィスしたとしても、サーヴィスはサーヴィスにならんと私は確信いたします。それから、この問題は相当荷の重い話でありますから、本会期中に仮に解決できないといひましたとしても、三自衛隊一本化委員会はつくりなされまして、そうして、政財界は勿論、それ／＼その方面の専門家をいれてエネルギーにこの問題の解決を図るべきであると私は確信いたします。

最後に申し上げたいと思ひますのは、随分あさましい話をたくさん申し上げたように思ひますが、この法案を讀んで感じますのは、この法案には高い精神的な匂いといふものは一つも私に感じません。さつき岡村公述人も申ししておりましたが、命をもらふ法案なんです。軍といふのは、一番人間の嫌がること、命を差出すことをやるのでありますから、すでに言ひましたように、自分を守つてくれるものに頼る。そこにやもすれば私兵化する傾向、上下闘争を巻き起す傾向、左右の闘争を巻き起す傾向を持つてゐるのであります。自然的には……。従つて自己犠牲を敢てするも厭わすといふ高い指導精神、目標といふものが打立てられずしては仕事にならん。従いまして、この問題について、国防内局、又、本法案にすでに現れております

る国防会議、そういうものが任務を持たなければならんことは当然であります。私はさつき聖徳太子出現前夜にあるといふようなことを申しましたが、少くとも、そういうことを頭に描きつゝ、日本の国の中に共存共栄の秩序を作り、アジアの共存共栄の秩序を確立する。そうして、そういう世界秩序を作るのだという気持が中心とならなければならぬと思ひます。皆さまにお願いしたいと思ひますのは、そういうものを打立てるより、若しくは打立て得るうちにこの法案を直して頂くのでなければ、全く物理的に、昔言つた一銭五厘思想であるといふほかはないと思ひます。そういう軍隊が何ぼでも振舞ひたい。どうも今申しました三つの欠点、軍事独裁を出現せしむる可能性あり、戦争挑発をさせる危険性あり、敗戦を導く危険性がある、こういう法令を、このまま呑むなといふことは、とんでもないことでありまして、どうか直して頂きたい。これを訴えたために私は今日ここに罷り出たのであります。

以上で終ります。失礼しました。

○矢嶋三義君 大越さんにお伺ひいたします。大越さんは賛成論者として公述人に選ばれておいて願つたわけでございますが、そういう前提の下にこの法案の欠点を三つ挙げられて、そうしてこれを修正して本法律案を通してほしい、こういう立場から所論を進められたように私は拝聴したわけですが、私は先ほどあなたの発言を承つておつて、戦時中の事柄が今新たに懸つて、実に重々しい気持になつてゐるわけですが、あなたとしては、やはり再軍備といふものはどうしても必要だ、

こういうようにお考えになつていらつしやるのかどうか。この一点ですね。そして仮にあなたが今描かれておるところの軍備といふものが、曾つての日本の軍隊と違つたような形のものを描かれておるのかどうか。又現在の吉田内閣の手によつて行われてゐる自衛力の漸増方式で、果して昔あつた日本の軍隊と違つたようなものが得られるのかどうか。そういう点、どういふようにお考えになつておるかといふことを一つとお考えになつておるかといふことを一つと、それから第二点として承わりたい点は、ともかく敗戦によつてお互ひは新憲法といふものを生きた一筋の道として戴いて参つたわけですが、今まで押しつめられてゐる自衛力の漸増方式、更に具体的にここに提案されました二法律案といふものと憲法との関連は如何いにお考えになつていらつしやるか。それから最後に伺ひたい点は、先ほど元陸軍大学教授であられました岡村公述人からの公述も承つたわけですが、同じ軍人畑におられました大越公述人としては、現在の保安隊、警備隊、更にこれから生まれるであろう自衛隊が、武器を殆んどアメリカから借りて、更に御承知のように、六百五十人からの軍事顧問団の指導を受けるし、更に、日米行政協定では事件が起つた場合には共同作戦をやるとなつておるし、その場合の指揮権者はアメリカ側か、日本側かといふことも明確になつてゐないのが、これから生れるであろう自衛隊の性格になつてゐるわけですね。これで果してあなたが描かれてゐるものが得られるのかどうか。そういう点、どういふようにお考えになつていらつしやるか。以上三点について

お伺いいたします。

○公述人(大越兼二君) 要約しますと、再軍備を必要だと思ふかというのと、それから前の軍の性格と同じか又違うか、又その性格はどうか、こういうことですね。それから四番目には憲法との関係、それから早くいへば備兵軍じゃないか、こういうことです。

では申し上げます。

再軍備は、一般的に、私は、今から二十年前ぐらいでありますか、もう少し前でありましたか、ソ連におりました。二年半ばかりあつたに駐在いたしました。そのときに痛切に感じましたのは、これはえらいことだ、要するにマルクス・レーニン主義というものを彼ら以上に学びとつて行かなければ日本はだめだという結論でありました。で又、非常に立派なボリシェヴィキに会ひまして、非常にいい話を教えてもらつたりしましたので、爾後勉強を続けて参つたわけでありました。従いまして、私は社会科学のものを考えるくせが付いております。そのほうがいいと思ひますので、そういう言葉で一つ申し上げて頂きたいと思ひます。憲法というものが尊敬に値するとか遵守されねばならぬというものは、一つの民族なり国家を形作るものどもに、共存共榮の秩序を作る力を与え、又、諸外国との間に共存共榮の秩序を作つて行く力を与えてくれるというだけ、そういうときだけであります。それに有害なりとわかつたならばこれを破壊せねばならぬ。マルクスだのレーニンだのスターリンだのという人は、それを現にやつてゐる。又、リンカーンとかクロームウェルという人たちはやつて来ておるような関係にあるんだと思ひます。そこで、現憲法と称するものが国内にそういうよき秩序を作る値打ちのないものだということ、は、すでに今日の現憲が立派に立証し終つてゐると私は思ひます。国際的にそれじやどうだ、これも私はだめである、落第である、こう考えるのであります。そのわけは、少し長くなりますから、若しも御質問があればお答えいたしますが、話を飛ばします。そういうふうには、法規の拡張解釈だとか、スターリンだとかレーニンだとかいうのは無視して、ほんとやつてしまふ、こういう現象がいれば民族の生理的現象として現れてしまふのであつて、今は正にそういう時期に到達してゐるんだらう、してゐるんだ、こう私は見るのであります。そこで、政府側がひひうひひういつて苦しむのは無理もない。ところが一方、盛んに仏像を難波の堀江に投げ込んでおります。又、左派社会党のかたなんかは恐らくそれを心配いたしておられますが、御無理もないことでありまして、衷心御同情は申し上げますが、私はそういう段階にもう来ちやつたと思ふのであります。だから、憲法が民族生活のために悪い、早く言え、ばこいつの私の考え方でありま

す。それが第一点。

前の軍隊と同じであるかどうかというところは、これはあり得ません。全然違ふと思ひます。服を着たとか、靴をはいたとか、或いは幕僚がいるとか、靴をいらないとかいうことについては同じであります。性格は全く一変したものである。例へば共存共榮の理想秩序を作りたい、それを護りたいというこ

とについては、前と本質を同じくしなければならぬと思ひます。そのほかの条件については、国民の軍隊であり、なかつて働く人々の利益を擁護する軍隊でなければならぬというところは、明々白々たる事実である、こう思ひます。もう一つ、戦略戦術という面から言いますれば、レーニン主義者の現在とつております戦術を凌駕する平戦両略を一本にする大戦略ということが打ち立てられなければだめだ、こういうふうには考へております。これで、この二番目のお答えは大體済んだのであります。

第三番目に、こういう内閣の下で作ることとはどうかということでありまして、早く言へば、まだ家風が固まらなから、結婚式がすまんうちに赤ちゃんが生れては困る。ちよつとまずいことはまずいと私も思ひます。併し理論としてはどうであつても、現実問題としてはそれに働かされて、社会もよくし、軍隊もよくするということにやつて行くよりほかにない。これが我々に与えられた現実である。この現実の荒野を耕して理想の実を結ぼうではないかと、私はこう考へるのであります。なかなか困難なことではあります。今日ここに現われましてこういうことをおしやべりするものも、それを私はやりたいからであります。ほかに他意はありません。

それから、備兵隊ではないか——私は、今日の状態を以て備兵隊ならずというところは、これは堅白異同の論というやつであります。話にも何にもならぬ。これは苦しいから言つておるもので、みんなの胸にはちやんとわかつておることと思ふのであります。この

言葉は大変難しいのですが、私は前こ

ういうことを言つておつた。それと今の現状と多小似通つたところがあると

思ひます。我々の隊長とか何とかとい

うものは暗君がおられるけれども、この暗

君をうまいこと明君にしてしまふとい

よつて、よくこれはリードする力を

持たたい。又、持たなければならん

し、又持ち得ると私は考へるのであり

ます。

以上四点お答えいたします。

○矢嶋三義君 ほかのかたが質問があるでしようから、もう一回だけお伺いたしますが、いろ／＼承りました。が、要するに、あなたの御見解は、日本の憲法は無価値になつておるから、現実的にこれを或る程度無視して、現在の自衛力の漸増なり、現に出ておる防衛二法案というものは、是認せざるを得ない。こういうことに尽きるやうに私は拝聴するのでございますが、そういう御見解でございますか。

○公述人(大越兼二君) そういうことになりましてね。無視と言ひますか、拡張解釈と言ひますか……

○矢嶋三義君 議論になるといけませんので、もう一言伺ひますが、そもそ

互る産業、特に重工業を維持するためには再軍備が必要だ。これはこういふふうに分けられるのじやないかと思ひます。私は素人でございませうから、そのうちの主に最後の経済問題はどうかであらうかというところに問題を絞らして頂きたいと思ひます。

そこでこれは私自身が実は申上げるのはもう——ここにお偉い方々のお書きになつたものを持つて参つておりますが、それを一々引用して頂きますが、例えば有澤廣巳——東大の経済部の講義をやつていらつしやる——という先主が、今年の四月の「世界」にお書きになつてゐる、これに前説があります。恐らくこれは進歩的な要素から、前にお書きになつた論文がだらしないじやないかというところに対する弁明だと思ひますが、経済の論理という言葉を使つておられます。経済の論理というものは、あれがいかにか、これが悪いとか議論する、その基礎に、つまり経済というものが、或る意味じや自然法則に近いものがございまして、どうしてもそうなるよりしかなないというものがあつたはしないか、それを拘束して来たかどうなるのじやないか。経済学というものはその線を押して行くのが本来だから、やはり経済の論理を追究してゐるのだ。その結果がどうなるかということ、それは、それ／＼の位置にある方々に考究と申しますか、それ／＼において考へて、その判断の上に行動をきめてもらいたいという立場かと存じます。私も大体同じような考へ方をとつております。

そこで非常に面白い例を提えておりますが、それは日本の現在の事情というものが、普通には二つの問題が与え

られてゐる。その一つはつまり「せねばならない」ものが二つある。それは一つは「再軍備をせねばならない」、それからもう一つは「日本の経済を健全化せねばならない」、この二つの「せねばならない」がどうなるかというものが、いわば日本の経済にとつて一番重大な問題である。

ところがこれをよく考へてみると、今の段階はもう一歩先へ進んでゐるじやないか。少くとも去年の夏以来でございませうか、つまりMSAの問題が出て来る。戦後になつての日本経済の問題としてしまつて、その二つが並んでせねばならないではないので、相互に結び付きが出て来たのだらう、つまり再軍備のためには経済を健全化せねばならない、経済を健全化せねばならないというものは、去年の秋からのいわゆる金融引締め、或いは膨脹財政、放漫財政を極めて、まあデフレ政策と申しますか、少くとも今のようないんフレ的な政策をとめなければならぬ、とめなければ日本の経済は破壊する、こういふ考へ方、それで再軍備のために日本の経済を健全化せねばならない。或いは噂によりまして、噂によりまして、新聞記事その他で説くわけでございますが、アメリカ側から、再軍備の援助をするには、日本の経済を健全化しなければ援助がでない、こう言われてゐる。従つてアメリカの要求に従つて、急激に日本のいわゆる一兆円予算というものが、思ひもよらないときに出了たというのが通説のようでございませう。嘘か本当か私は存じませんが、経済学としてはそれは予想できる。別にアメリカから要求されなくても、私ども

の言葉で、言葉でというのは少し悪いのですが、資本主義と申しますが、日本の現在の社会は資本主義だと私も考へておりますが、資本主義の社会では通貨を安定しなければ経済は保つて行かない。通貨を安定させるためには当然に財政を締めなければならぬ。今のような状態を抑えなければならぬ。これがデフレであるか、或いは横這いであるか、デイス・インフレと申しますが、であるか私は存じませんが、いずれにしても、アメリカから要請しなくても、日本の現在の社会制度を保持される方々は、それを努力しなければならぬものかと思ひます。ですからいづれにしても差支えないわけ、再軍備ということが行われる条件としては、健全化が必要であるという命題が当然考へられる。ところが今年になつて考へてみると、今やその余裕もないんだ。つまり現在は健全化せねばならないために再軍備せねばならぬという引つくり返つた形になつて来た。つまり日本は非常に窮地に入つて来た。経済的に窮地に入つて来て、これを生かして行くためには何か。つまりむずかしく申しますと、購買力、日本の資本主義に對する一定の購買力が附加せられなければ輸出は駄目であるし、何かそうしなければ駄目だ。これは御承知のように特需がだん／＼と減つて参りまして、全体として日本の外貨手取りもない。外貨手取りがないというところは、同時に日本の原材料の輸入、或いは食糧の輸入が困難になり、八千万の生活にすぐ響くという、非常に切羽詰つた問題になつて来たわけだ。ございまして、それが特需のなくなつた今日において、これをどうするかと

いうことになれば、何かそこに方法はないか。そこでその唯一の方法として再軍備が考へられたんじやないか。つまり健全化せねばならないために再軍備をせねばならない。で、この場合にこれは不可避的にアメリカの援助というものが出て参ります。このMSAによる援助、これを有澤先生はかなり皮肉な表現を使つております。私が申すのでありませんが、再軍備落下傘論、いよ／＼日本の経済が切羽詰つて、飛行機から飛び下りなければならぬ、それが、落下傘を持たなければそのまま墜落死する。それで落下傘を持つて飛び下りなければならぬ。つまりMSAはその落下傘に當る。ですから通俗に申せば、この落下傘を持つて飛び下りるのに、落下傘が果して開くか開かないか、或いはその落下傘が人命を、つまり飛び下りた人の生命を、日本経済を保たせるだけの大きさを持つておるかおらないかということが経済上の大きな問題になると思ひます。

これが現実の問題でございませうが、当面、去年から今年の問題になつておるのは、二十七年度は外国貿易でともかくも一億ドル足らず受取り超過になつてゐる。これはかなり龐大な特需があつた上で、僅かに一億ドル足らずの受取り超過になつておりますが、二十八年度になりますと、結局相当な特需もありながら、なお三億一千三百万ドルの赤字に外貨がなつております。でありますから、当然二十七年度末、つまり二十八、昨年の三月末の手持ち外貨が十億六千万ドルある。それが今日では計算上七億四千七百万ドルしかないということになります。而も御承知のようにその中にはインドネシアに對する輸出の焦げ付きが約一億二千万ドルある。これは引かなければならぬ。それから韓国に對して三千万ドル、これは話合いがつけば戻つて来るかも知れないという、新聞紙面ではまだ未確定らしいうございませう。併し一応危険なもの、を帳面から落とすれば、残つたものは六億ドル足らずになつておるんじやないか。一体今後の日本の貿易をどうしてやつて行くか。八千万の生活をどうから押して行くかという問題が当面の問題になつております。今年の外貨予算では大体一億ドルぐらゐの赤字は止むを得ないだらう。そのうちに何とか日本の貿易も立ち直るだらうというので、外貨予算が上期だけには立てられておるようでありませう。細かい数字をここに持つて参りませんでしたが、大体は大きいところで御了承願ひたい。

でありますから、当面の問題としては外国貿易のバランス、つまり外国貿易が中心になつておりますが、外貨収支のバランスを何とか安定させなければ、日本の国が潰れるという立場になつてゐる。でありますから当然これに對してインフレの結果、或いは物価騰貴の結果、つまり日本の商品がコスト高になり、そのためにジリ貧状態になつて、いつか破産をしなければならぬ。近い将来に破産をしなければならぬという条件になつておるならば、これを食いといふ根本の対策といふものは何かということが問題になるわけだ。ございませう。これは実は昭和二十四年にドッジさんが日本に見えまして、日本のインフレを食い止めたときに、食いとると同時に、日本は産業合理化をして、そうしてコストを切下げな

ければならない。外国から見ても非常に遅れておるから、これを政治家も主張し、財界の有力者、或いは金融界の方々も主張されたのでありますが、残念ながら、これは一向でできなかった。そうして現在まで来たとすれば、やはりもう最後の何と申しますか、危機に對する応急の手段、注射薬みたいなものですね。これはデフレ政策よりほかはないのじやないかということ、恐らく一兆円予算がとられたんだと思います。これはデフレ政策であるかないか。細かい問題その他それに触れると大変時局をとりましますから省略いたします。これを押切らなければならぬ。一応資本主義を守るとすれば押切らなければならぬ。これは有澤先生もラジオでも大分強調されておりますが、資産の再評価を強制するということが、日本では戦後インフレの結果、会社の資産勘定が殆んどゼロに近い。ゼロじやありませんが、非常に低くなつておる。従つてそのままの状態では、歴大な収益が上るといふ見せかけの状態、償却が行われずして、どん／＼それが消費されておる。従つてこれを建直すために資産の再評価をする、この二つの政策をとらなければ、日本の資本主義が建直らんじやないか。有澤先生は少くとも資本家の立場としてやるならば、この二つのことを押切らないようならば、日本の制度は維持できないという考え方を持つておられるのです。で、現実の今年の予算としてどう現われているのか、一つの問題であります。この今のデフレ政策自体が非常に大に申しまして、大きな矛盾が出ておるといふのは、さつき申上げました有澤先生の言われたような再軍備をしな

ければならない。それから経済を安定させなければならぬ。この二つの命題は当然財政に出て来るわけでありまして、予算の内容として経済を安定させなければならぬならば、予算を緊縮しなければならぬ。予算を緊縮しなければならぬならば、あらゆる全体の支出を締めなければならぬ。い。ところがこのことは再軍備をしなければならぬということと当然に矛盾を生じて来るのでありますから、この矛盾を解決する方法として、これは大内先生が同じ「世界」の四月号に書いてございまして、この何という題でたか、「軍備が社会保障か」という題で書いておられますが、二十八年度から二十九年度当初政府から出された予算では大體防衛費が約二百八十億で、三百億ぐらいの増加を示し、その埋合せとして社会保障関係が相当節約されておつた。これは全体といたし、この二つと僅かでありまして、狭義の社会保障、つまり社会保険乃至は失業保険であります。これは三十六億、億圓ぐらゐ減つた。これ以上減らしやうがないからこれでとつた。併し例へば住宅建築であるとか、育英資金かしますか、これを合計しまして約百五十億ぐらゐ、そこで予算が切つてあります。そうしてどうにかバランス化したのであります。ところが議會におきまして直されて通過した予算といふものは、これが再び復活しております。復活するだけではない、つまり或る程度増えたりします。例へば広い意味の社会保障、但しこれは旧軍人恩給と文官恩給を除きまして計算いたしましたのですが、百五十億減らして今

度逆に百八十四億ぐらゐ復活されておりますから、差引三十億圓ぐらゐ殖えております。つまりこれは二つの要請、再軍備と健全化と両方を図る政策としての財政が遂に失敗に終つたということ、大内先生は言つておられるわけでありまして、こういう表現をされておられます。「資本主義の現段階においては、その必然の結果たる失業や貧困や疫病やを無視しては社会は存立し得ないのが事実であつて、この事実がある限り国家は社会保障制度によつて社会主義、共産主義その他暴力革命的な一切の運動を阻止しなければならぬのであり、社会保障制はこの意味で、軍隊に劣らぬ国家の必要事項なのである」。これは先づ論議を進める出発点にお書きになつておられます。私のほうではむしろ結論に置きまして、そういう事態で財政上の措置として非常に難關にすでに立つておられるのじやないだらうかということでございます。それからもう一つ一般論をいたしまして、日本が今後再軍備をして行く場合に、日本の国民経済はどの程度これに堪え得るかということとは絶えず議論されております。これは私結論から先に申し上げますと、外国との比較に少いでは、現在日本は数字的には非常に少ない。でありますから、その数字から見れば、日本はまだ再軍備のための負担ができるんじやないかという結論も一応考へられるかと思ひます。この点についてはどちらかと割切つた結論を出すことは私も自信を持つておりません。例へばこれは一九五一年でございす。有澤さんの本に引用された数字でございす。五一年の数字です。が、アメリカは国防費が予算中の六

六%を占め、社会保障費は九%、イギリスは国防費が三%で社会保障費は一七%、スウェーデンはわたりかた平和な国ですが、スウェーデンは国防費が二%で、それから社会保障費が二七%、社会保障費のほうが多いのでございす。ソ連はどうかという、ソ連のほうは社会保障という数字がわかりませんので、私は當つてみました。が、日本銀行の「銀行月報」の去年の十月の数字を見ますと、一九五三年につきましては、国防費が二〇・八%という数字になつております。それから国民経済費というのがありますが、これが三六・三%、社会文化費というのが或いは何に当りますものか、二四・五%、分類比が、比較ができませんが、国防費が二〇・八%、前年度が二三・九%で次第に低くなつております。これがそのままほかの国と比較できるかどうか、これは問題でございます。その数字の出方が非常に違ひますから、極くあらつぽいことになります。日本はどうかと申しますと、戦争の前、昭和九、十、十一年がいつも基準になりますが、経済安定本部、現在の経済審議庁の数字によりますと、大體この総財政支出に対する軍事費、當時は軍事費、この国防費でございす。が、これは三年間にかゝり変つておりました。昭和九年には、予算の総支出に對する、一般会計支出に對する軍事費が四四・二%、それから昭和十年が四八・四%、十一年が急増しまして七一・六%、これは準戦時体制と申しますところに入つて来た段階かと思ひます。国民所得に對する割合は昭和九年が七・三%、わたりかた少なうございす。それから十年が六・七%、十一年

になりまして、予算全体が膨脹しまして、特に軍事費が殖えまして一九・三%、約二〇%で、それ以前の財政全体よりか殖えております。こういうような状態、これと比較しますと、昭和二十五年、これはつまり終戦処理費等を加えたものでございす。警察予備隊を入れました、国民所得に對する割合は四・三%と、戦前よりか減つております。その後いわゆる防衛関係のもの全部を合計いたしましたも、二十九年が二・九%、これは計算される方法によつて違ふかと思ひますが、大體この辺のところ、三%前後、それから財政支出に對しましては、二十五年はむしろ多くて二〇・七%で、二十九年度予算によりまして一六%ぐらゐかと存じます。これは私が計算したか、或いは誤算があるかも知れませんが、こういふ事情で國際關係から、或いは戦前と較べまして、現在のいわゆる予備隊或いは保安隊等の予算を仮に軍事費と仮定したといたしまして、その経費はまだ少ない。だからこれから又一人当りの国防費の負担割合でも、まあドル三百六十圓ぐらゐで計算しますと、日本の昭和二十七年の数字であります。アメリカはそれの、日本の四十三倍ぐらゐ、それからイギリスが十二倍ぐらゐ、フランスが十一倍ぐらゐ、西独が五倍ぐらゐ、イタリアが二・五倍ぐらゐという数字が、金融財政事情研究会というところから出ております。それから見ると非常に日本は軽いじやないかという議論が一つ出るかと思ひます。ただ念のために申上げますが、これも有澤先生の本から引用したのです。が、一九五一年と思ひますが、大部中

くなりませんが、イギリスであります
と、月収三万五千円程度で子供二人の
家族では、所得税が無税になつており
ます。これは所得が高いというところが
当然出て参ります。それ以上のかた
が所得税を負担している。日本の計算
では、ちよつと比較できませんが、大
体その辺のところが、恐らくは、暗算
でやりました。月八千円くらいは所得
税がかかっているのじやないかと思
います。年収二十万円、月一万六千六
百円でございますと、月当り五百八十
円の所得税がかつております。つま
り有澤先生も大昭和二十七年くらい
で見て、二十万円くらいは二十七年に
一番大きな税負担がかつて来るのじや
ないかと思ひます。戦前との比較で、
純消費、税金であるとか或いは貯蓄で
あるとか、全部差引いたものであり
ます。戦前では平均一人当り四百四十
円使つてゐる。これを現在の物価指
数、つまり物価が非常に上つておりま
すが、これで割掛けて、デフレート
すると申しますか、減らして、昭和二
十六年百三三、そのあと計算したいと
思ひましたが、時間がございますので
やめておきます。それよりか幾らか上
つてゐると思ひます。或いは戦前の
水準になるかも知れませんが、大体
そのくらいのところになつております
ので、数字上になつてとどちらとも
言えない、これは正直な感じござい
ます。

数字上はそうでございますが、今度
は蘇つて日本の実情を見ると、非常に
違うので、私も非常にその点が割切
れない感じを持っております。と申し
ますのは、大体去年あたりから金融引
締めが行われて、かなりシヨツクが激

しく来ている。昨日も私の知合のまあ
既成服の間屋なんかやつてゐる神田の
ほうで働いてゐる人が来て、どうにも
困つた、このままやつてゐるのでは、
夏前には自分たちは、殆んど手形取引
もしてないで、現金決済をやつてゐる
から、全然売れなくなつた、それで
こういう状態なら、秋まで自分たちも
商売をやれるかやれないかわからん。
新聞紙面の問題も申すまでもないよう
な状態で、今のような数字上わりかた
はかなり今日日本の生活が逼迫して来
ているという感じがあります。ですから
この責任が勢い金融上今追及され
てゐるようでありまして、私の感じと
いたしましては、やはり経済審議庁あ
たりで言つておられますように、去年
までは、昭和二十六年以来、特需とい
うと、まあ大体八億ドル前後、八億ド
ルから九億ドルぐらゐの貿易外の外貨
受取の上に日本の経済構造ができて上
つておりました、その特需というもの
は、これは学問的に申しますと、一般
の国際物価と無関係に発注される。そ
のため日本の物価が下ることが妨害
されてゐる。それが急に襲つて来る段
階、これが一番問題である。こういう
ところから、こういう議論が出て来る
と思ひます。従ひまして、今後の問題
といたしましては、恐らくは特需に代
るものとしての対策が講じられる。

大分私長くしゃべり過ぎたので結論
を急がせて頂きますが、このMSAが
どうかという問題を詳細に述べる時間が
ありませんし、私も内容を詳しくは存
じませんが、ただ経済的に考へて、内
容、その一つは、小麦その他アメリカ
の物資の供与、そのうちの一千万ドル、

三十六億ドル、これが供与として日本で
使える、この問題はどうかなるかという
問題が一つ。これは日本の一般の農業
全体の将来にどういふ問題を残すか
という問題がありますが、これはかな
り、つまり今までの計画外に輸入が要
請されておると申しますと、日本の農業
にも一つ問題が出て来る。食糧のダ
ブつきが起つて来やせんかという問題
が当然起つて参ります。それから域外
買付が一億ドルぐらゐプラスとして、
軍需産業の問題であります。これが
さつき最初に申しました日本の独立再
軍備の形なら財政上の需要となり、日
本の産業に直接注文が出る。この場合
に、それがインフレーションを起すか
どうかの重大な問題が参りますが、少
くとも国内産業に対する購買力とはな
り得る。併し、アメリカの古い武器を
貸与された場合には日本のむしろ軍需
産業が非常に危機に押込まれるのじや
ないかというものが現実の問題ではな
いかと思ひます。これは、あとでその方
面の業界のかたが、郷古さんがおみえ
になつておられますから、そのほうで御
説明があるかと思ひますが、それで、
結局結論を申しますと、どうもMS
Aの協定から来るのは、日本にアメリ
カのストツク、これは農産物その他の
ストツクの滞貨品、それから武器の
ストツク、このストツクを一つの協約に
よつて、その他の条約によりまして強
制的に売りつけられる形をとられる、
少くともこれがみえておる。これは一
般的な言葉で言う、いわば、丁度會
つて西原借款で日本が当時の支那に金
を貸しまして、日本が日露戦争の武器
を売り付けた。そして第一次戦争に参

加した。連合国に参加したのと非
常に似た形でありまして、半植民地的
な形をとつておる。これをどういふ
うに日本側の政府が切替えられますか
という問題が大きな問題ではないかと
思ひます。従ひまして、これは日本が
独立再軍備をしたか否かという問題が
一つあります。これは節約いたしま
して、そういう意味のMSAが、先刻
申上げました最悪の場合の一つの落
傘として役に立つかどうかという問題
があります。これはどうも落下傘と
して開かないとは申しませんが、非常
に小さ過ぎやしないか。落つこちると
ひどいので、殊に日本側は経済上猛烈
な危機に入るんじゃないか。現実の
問題として、有澤先生なんかは、先だ
つて或る會合で聞いたのですが、今年
の秋あたりは今のデフレ政策が行き詰
つて、為替レート切下げの止むなきに
至るのではないかと。そうしてそのあと
に最後にインフレがやつて来はせんか
という非常な悲観論であります。私は
理窟じやなく、感じとして、それほど
逼迫してゐないと思ひます。それはど
うも早かれ遅かれそういう条件が来るの
で、その場合に、財政上の膨脹という
圧迫が加われば、日本の通貨安定がよ
り早く崩れて来る。その場合に、最終
的なインフレ段階に入つて、これは如
何なる政府といへどもこれを食止める
ことはできないじやないか。それから
どうなるかというところは、我々として
皆目見当がつかないと申上げるよりほ
か仕方がない。

現在の二法案とじかに關係はござい
ませんが、そういう経済的なパツクを
見通しておるといふことを一応お考え

おき下さいまして、今後御審議を頂け
ますれば、私としてここで申上げさし
て頂いただけの何らかのお役に立つこ
とと存じます。誠に舌足らずで申訳あ
りません。

○委員長(小酒井義男君) それでは引
續いて日本兵器工業會會長郷古潔公述
人の所見を承ります。
○公述人(郷古潔君) 私は只今公述人
といたしまして御紹介を受けました郷
古潔でございます。
実は甚だ弁解がましいのであります
けれども、私は書類を頂戴しましてか
ら甚だ時間がございまして、十分の検
討をする時間がなかつた。ただ法案を
通覧いたしましたので、従来自分で考
えておつた、又言つておつたことを合
せて産業人としての立場からお話し申
上げることが私にとつて適當ではないか、
こう考えますので、若干そういうこと
につきましてお話を申上げまして、私
の責を盡きたいと思ひます。
先ず自衛隊法案、防衛庁法案、こ
ういふものが国会に提案されておるの
であります。これは私どもの考えか
ら申上げますと、今日日本が独立を
回復いたしましたから、防衛体制、自衛
体制というものを整へるのは當然であ
ると思ひます。先ほどちよつとお話があ
りました。独立国になつたから当然防衛
をしなければならん、そういうことを私
は考へておる。独立国になつた以上、お
互に独立国になることの誇りを持つて
おられますので、どうしてもこの独立の
実を売らなければならん、そういう意味
から一通りの軍備を

あります。これは無論一切のものを含んでおりますので、決して今の発注する金額だけではないのであります。が、いろ／＼なものを含んでおる。アメリカから東亜に対する現物の供給もやはりそのうちの一部分になっておるのであります。併しながらこのうちには相当日本の生産力に期待するものがあるのであります。言葉はやや変でありますけれども、先般来スタッセンその他の人たちが来たときの話によりまして、東亜の兵器廠的の考えを持つておるのであります。でありますから、そういうことにつきましては、その後になりまして東亜の情勢というものには更に緊迫を告げて参りましたので、一層その意味が深くなり、一層日

いかと思ひますが……。

○公述人(郷古澤君) 今のお話はちよつと違ひますので……。

○矢嶋三義君 そういうことは、私自身も曾つての日本の軍隊が他国を侵略し、他国人を圧迫する軍隊とは思つていませんでした。恐らく郷古さん自身も戦前の日本の、独立国としての誇りとして軍隊を持つておるんだと、こういうおつもりで、あの軍隊が侵略を目的とするところの軍隊とは思つていられたなかつたのではないかと。私はそう思います。従つて日本が独立したので軍隊を是非持たなくちやならないとお考えは、戦前におけるお考えと何ら変わらないのじやないか、かように考えますが、これが一点。

あともうちよつと聞きたいのですが、もう一点ここで續いてお伺ひしたい点は、国力の蓄積、或いは広い意味における防衛力を養う立場からこういう兵器産業というものの充実という、スツツセン氏が日本を東亞の兵器廠としたいと言われたそうですけれども、そういう方法もありましようけれども、又は角度を変えて言えば、日本の災害国としての治山治水もできていないことも一つです。又動力源の電源開発なども十分できていないことも又あります。こういう点も解決して、平和産業を起すことによつて独立した日本の国力の蓄積を図り、又広い意味におけるところの日本の防衛力を養うという考え方も私は十分あり得るのじやないか。併し最近の兵器工業界の動きを見てみますと、非常に先物質をして施設等の拡充に狂奔されておる。先ほど石原委員からもお話がありました。英、本も防衛生産によつて国力を云々とい

うことがありますが、各国が競つて防衛生産によつて経済力の充實を図るといふことになつて行つた場合に、その防衛生産によつて過剰の兵器が生産された場合にその市場を求めて行くでしよう。この窮極の点は、世界のいづれかに争ひというものが必ず起るであらう。日本が東亞の兵器廠という形になつてアジアの諸国に兵器を供給して行くといふような場合に、アジアに或る紛争が起れば、今のアメリカと日本との結び付き工合から、必ず日本は争ひの中に捲き込まれるといふことになれば、私は曾つての過ちを再び繰返すやうなことになるのじやないか。こういう考えを持つてゐるのですが、この二点についてどういふようにお考えになつていらつしやるか。

私は要するに郷古さんのお考え方は、郷古さん自身戦前に持たれたお考え方と何ら一歩も變つていないのじやないかと、こういうふうには感じ取れるので何つたわけですが、一つお答え願ひたいと思ひます。

○公述人(郷古澤君) お答えいたします。

第一点につきましては、私は日本が独立を回復したのだと、恐らく日本の人間或いは日本の国民ごとく独立になつたことについては不満は覺えてないだらうと思ひます。いづれも満足して、いづれも一つの誇りを持つてゐるから、その独立の美を挙げるといふことについて御意見があるかも知れませんが、私は独立の美を挙げるために時代的に、歴史的にも現代的にも、各国どこでも相当の軍備を持つことが当り前である。又現実である。日本も相当の軍備を持つことによつて独立の美を全うすると、こう申上げたのであります。独立であるから当然軍備を持つて、そういうことは言ひませう。独立を全うするために軍備を持たなければならぬといふことが私の信念であります。或いは軍備を持たないほうがいいというお考え方であればそれは又別です。

○矢嶋三義君 あなたが持たれた戦前のお考え方は……。

○公述人(郷古澤君) 戦前の問題も、日本はその当時考え違つておつたかも知れませんが、日本は必要上日本の発展といふことを考えられたであらうと思ひます。私が考えたわけじやないけれども、考えられたやうなことが、つまり当時の国の方針になつて現われて、そのために或いは満洲事變を起し、その他のことを起したかも知れません。併しながら今日日本のおかれてゐる情勢は、今日の情勢において無論侵略はできるはずありませんし、私も今日侵略することが結構だと思つておりません。何とか平和的な手段で日本の国民が発展しなければいけません、こうは考えております。

○矢嶋三義君 第二点の問題。

○公述人(郷古澤君) だからそういうふうにお考えをしておりますから、戦前の問題として、日本が日本としての方向を進めて行く上においては止むを得なかつた、前はそういうふうな平和的な手段でやるより……、非常に困難ですけれどもそう考えております。

○木村福八郎君 防衛生産のことについてお伺ひしたいのですけれども、今郷古さんは、日本の再軍備は独立した以上当然だといふ前提から防衛生産の問題を取上げられて、特に実家であるりますのでお伺ひしたいのですけれども、私は日本の防衛生産を今後どういふ方向に持つて行くか、そのあり方について非常に矛盾があると思ひます。今郷古さんのお話を伺ひますと、特需一億ドル程度では長期的に見て日本の兵器生産に採算に合ふと思ひます。先ほどのお話では、東南アジアその他極東の兵器廠になつて行くといふ見通しの下に、(公述人郷古澤君「その言葉はやめて下さい」と述べ)言葉はどうでもよいです。どうでもよいんですが、例えば朝鮮、台湾、東南アジア、極東の武器を賄う程度に日本の兵器生産を拡張して行かなければ、その兵器生産自体として採算が合つて行かない。そういう私は方向にあると思ひます。そこでこれは兵器生産の固有の性格から来ると思ひます。或る程度のユニットがなければ、特に弾丸生産なんかは、これは御承知の通り或る程度のスケールにならなければ採算が合ひつこない。飛行機生産でもそうだと思うのです。そこでそういう極東、朝鮮、台湾、或いは東南アジア等々も賄つて行かなければ兵器生産は成立たないと思ひます。いつまでも特需的なものに依存して行かなければならない。これはM S A協定に実施する場合、五百一十(四)項によつて、いわゆるディフェンス・キャパシテイ、日本の防衛産業を育成しなければならぬ、こういうことで防衛産業の育成が要請されてゐる。日本独自で要請するばかりでなく、アメリカから要請されて、M S A協定の一つの義務になつてゐるわけです。そのときに非常に矛盾があつて、M S A援助が実際に

は期待されたほどなかつた。直接の武器援助をされてしまつた。イギリス、フランスあたりはドル・キャッシュ、或いは資材の援助を受けております。ところが日本の場合には援助を受けてない。直接には兵器が来てしまつた。これは日本の兵器生産業者の立場からは、又財界あたりでは非常に期待外れであつたと思ひます。今後の期待は、さつき言われた極東の兵器廠という言葉は妥當でないか知らんが、日本以外の方面からたくさん軍需注文が来るから、その輸出を含めて日本の兵器産業の規模を高めて行きたい、そういうなければ成立たない。ところが日本の経済を自立化させるためには、だん／＼特需依存から脱却しなければならぬ。特需依存から脱却するためには、日本国内自体で必要な兵器を賄う産業、兵器生産をやらなければならぬ。併し日本の国内の今の保安隊のような規模ではとても日本の兵器生産工業といふものは成立たないと思ひます。今特需があるから成立つてゐるのであつて、特需がなくなつたら日本の保安隊自体で兵器生産が成立つかどうか、これは又種類によつてでしうけれども、その点は非常に私は一つの矛盾であると思ひます。この点はどういふふうな今後お考えになつてゐるか、その点が一つと。

それからアメリカからの特需発注といふものは、私は日本の国民経済の上からいつて非常に不利になつてゐると思ひます。非常に損になつてゐると思ひます。さつきコンマシーヤル・ベイスといふことを言われましたが、いわゆる出血受注といふことを言われておるので、出血注文、出血発注、而も非常に

安く叩いて安く買われている。而もさつき芹澤氏も言われましたが、日本の防衛を強化するためには日本の経済を安定化させなければならぬ。物価を下げなければならぬ。ということは日本の物価を下ればアメリカの発注が安く日本で行ける。そういう意味で非常に安く叩いて買。而もアメリカから持つて来る、交換手段として持つて来るものはアメリカの過剰物資なんです。小麦ですね。アメリカの過剰物資と、それから日本の必要なものを安く叩いて交換するわけですから、そこには私は非常な不平等交換になつていると思うのです。この兵器がただ売ればいい売ればいいというだけじゃなくて、交換についても日本の国民経済全体からいって、日本の価値をもっと高く売る、こういう考えでやはりやらなければいけないと思うのです。この二つの問題は再軍備、私は反対の立場ですけれども、再軍備賛否の両論を問わず、経済的に見て一応現実には防衛生産がスタートしておるし、又して行くのですが、そのとき日本の経済から見た場合に私は二つの今の矛盾があると思うのです。この矛盾について防衛生産を今後考えるときに、産業人としてどういふふうに矛盾を解決して行こうとされているのか、この点を伺いたいです。

○公述人(郷古潔君) お答え申し上げますが、現実の問題を一つ申し上げます。日本は現在生産力があり余つておりながら注文は受けれない。ところが片一方で注文しようと思つておるのとから、これを取ることは、少くとも現実問題としては、日本の生産業は取りたくてしようがない。それでこれがた

めに出血してまでもあえて取ろうとしておるような実情なんです。これはあなたに御承知だろうと思うけれども、それを御承知ありませんか。そのために、今の兵器の供与ぐらいいや困るから現実の注文をしていくことに對して非常な熱望を持つておるのです。それから今のような南方方面の発注というものは、これはまさに輸出貿易に相当するものです。あなたの方のしよつちゆう言われておる輸出貿易に相当するものなんです。それだから我々産業界の人間としては、そういうふうなものをするだけ取らなければならぬ。取るには今のようないく／＼なコンマ・シヤル・ベースで行かなければならぬ、これは非常に難問題なんです。しよ／＼私どもは社会党の諸君に聞くのですが、正常貿易を盛んにしてそうして国際収支をよくせよ、結構な話だつてわかる。ただ如何にやるかというところが現実問題であつて、それを差しおいてただ空理空論、さつき申し上げたのですが、私もその通り、あなたの方の言う通り、あなたはどうか知らんけれども、今のような正常貿易で国際収支をよくするところはいは、こんなことぐらいいは三文学者でも知つていて、それをあなたの方が聞くに至つては、僕は実に心外千万なんです。

○木村義八郎君 そういう点にあるのではないのです。私だつて具体策があるのです。実行しないだけであつて、具体策はあります。防衛生産に依存しないで日本経済を自立させる政策を私は持つています。ただやるかやらんかです。ただ私の質問しておるのはそういう点なんです。日本プロバの軍備だけで防衛生産というのは賄えるかどうか。賄えないとすればどうしてもアメリカの発注というものに依存して行かなければ日本の防衛生産というものは、兵器生産というものは成り立たぬのか成り立つのか。若し外国の兵器の発注を絶えず引受けつつ日本の兵器生産をやつて行かなければならぬとなれば、そういう方面から日本の防衛産業なり兵器生産というものは自立性がな／＼確保できないのです。絶対すアメリカ経済に依存してはいなければならぬ。又技術なり或いはパテントなり、その他やはり向うのものを入れなければならぬのであつて、そこが非常にこれはむずかしい問題です。だから矛盾があると思うのです。日本だけで賄うとなると、今の十

は違ふのだ。日本が兵器生産をやらなければならぬから要らない軍備をやるという議論のように聞えるが、私はそうではない。日本は日本で或る程度の防衛生産をやらなければならぬというのを考えておるのですから、兵器産業を維持するためにやるというものでないといふことにおいて私は全然正反對なんです。そういう一億なら一億の程度でも、これでやはり私は、適当にこれをこなすことによつて日本の産業、或いは技術、ほかの産業に対する影響、こういうものに対してやはり呼び水になつたりする意味においては私は非常にいいと思ひます。

○木村義八郎君 これは今後の時日の経過を見れば實際的に実証されて来ることですから、議論になりますからよろしくごさいます。

○矢嶋三義君 郷古さんに伺います。弾丸とか或いは戦車、飛行機の部品とか、そういう軍需生産が日本に戦後始つたのはいつ頃からございませうか。そして兵器工業会という組織ができたのはいつ頃からございませうか。

○公述人(郷古潔君) これは三年ばかりになります。それから弾丸その他の発注は、兵器協力会というのが、あれは前には極く小さな規模のもので、將來こういうものの必要があるだろうといふことで会社の形で発注したのである。それからあとでだん／＼向うの発注もあるようになりましてから、兵器協力会という名前が参りまして、そうしてその頃か、一昨年でしょうね、はつきり記憶しておりますが、それから弾丸、砲弾、その他の発注があつた。

○矢嶋三義君 ちよつと聞き取れなかつたのですが、そういう兵器部分品等の生産が日本で再び起つたのは何年頃からですか。

○公述人(郷古潔君) 一昨年ぐらいいからです。

○矢嶋三義君 新聞、雑誌で拝見したのでありますが、MSA援助については郷古さんとしては非常に期待外れだつたというように承つておるのですか、そうでございませうか。

○公述人(郷古潔君) 私どもとしては期待外れです。

○矢嶋三義君 どういう点が期待外れですか。

○公述人(郷古潔君) もつと注文があるかと思つた……。

○矢嶋三義君 それは木村君の質問を裏付けるのではないかと思うのですが、これは意見ですからこれ以上申し上げませんが、率直に言つて、もう少し注文がなければ商売が成り立たんのじゃないですか。それが最近日本の兵器の価格が国際価格より割高だ云々といふことと関連があつて、皆さん方としてはやはり儲けるためにはもう少し注文がたくさんあるように、丁度幸いにもスタツセンさんが東亜の兵器廠に日本は将来なるんだというので意を強うしておるというのが本音じやありませんか。

○公述人(郷古潔君) 意を強うしないんだ。もう少しあなたの方の協力が物が安くなるようにならなければ、意んが強くしていませんよ。今のような文とは注文しません。そんなに注文されないうちや困るから、我々は注文されるように努力しなければならぬから、あなた方も協力して頂きたい。大

で、そこに人間の真心というものを感
じ取ることができません。なせもつと
真剣に將來ある可愛い子供たちの命
を、青年たちを大人のたちが守つて
下さらうとしないのでしよう。私に
は、幼い子供の命が無残にふみにじら
れてしまふように思えてなりません。
自衛隊、侵略に対する防衛だ、戦争だ、
又々愚かしい人間が人間を殺し合う軍
隊を作つて戦争を始めようとするの
でしようか。而もあの惨虐な水爆を使
した戦争を、例えば海外派兵が実現し
たとしますとどのようなことが起きる
でしよう。言葉も不自由な遠い異郷に
あつて、家庭の愛情を失つた青年た
ち、明日の命もわからない心の動揺、
それが刹那的な享樂的な気持になつて
犯す過ちの悲しさ、苦しさ、眼の色、
皮膚の色、違つた置き去られた子供の
問題、赤線区域、飛春問題等は、今日
本が受けてゐる一番大きな深刻な事柄
で、同じことが曾つて日本が東南アジ
アに対して犯した罪、その償いもでき
ないうちに再びこのような危険な状態
を繰返さそうとするのでしようか。如
何なる意味からいつても私はかかるも
のを繰返さず戦争に繋る本法案に賛成
することはできません。

苦しい一兆円の中身の予算、それ
も私どもは固く行かなくなると聞
かされて、切り詰められた家計の中か
ら少しでも削らうと覚悟いたし
ましたのに、年が明けてみると、税制
は変更、間接税のお蔭で砂糖、お醤油
という生活必需品は統々値上りして、
一体私たちの経済はどうしたらよいの
ですか。物価は五乃至一〇%下るとの
前提に立つた予算だといふのに、卸売
物価が少し下つたくらいで、実際には
お米が上り、バターなど油類が上り、
電気代も何だか上りそうなんです。子供
たちはどうかと言へば、文教費が少い
で完全給食など思ひも寄らず、学校に
は給食費の滞納がどん／＼殖えて行
き、新入學の子供に国から贈つた教科
書の予算は全部カットされ、施設費の
不十分から二部教授が多くなり、もつ
と欲しい先生の数は定員制によつて減
らされ、一人で六十人から七十人も子
供を抱え、そのため過勞で教育が低下
しないかと母親は心配しております。
病人はベットが与えられず、中小企業
は倒産し、行政整理の失業者は巷に放
り出されるといふのに、失業対策費も
生活保護費も社会の悪条件による増額
が見られておりません。こんなにも弱
い者、病人、子供、女、失業者などの
犠牲の上に百害あつて一利ない自衛隊
を増強するのは、この二法案には如何
なる見地からも賛成いたすことはでき
ません。

あなた方が御自分のお子様を大事にお
思ひになると同じように、どうか他人
の子供の命も大切にされてやつて下さ
い。そうしてどうか多数の圧力で何も
かもし切つてしまわぬで下さい。
十五になる私の甥は、余りにも次々と
世論をよそに国会を通過する法律の多
いのを見て、議會政治を否認し、多数
には暴力をも止むなれと申します。こ
れこそ外敵よりも何よりも最も恐ろし
いものではないでしようか。素直な子
供たちが世の中の不純と矛盾に對抗し
て生きて行くその過程の苦しみは暴力
肯定になるのを見るほど悲しいことは
ありません。子供は不平を言うことを
知りません。もう一度重ねて申します。
どうか子供の命を、生活を守つて下さ
い。私たち女性は、苦しい経済生活に
も歯を食いしばつてじつと耐えて行
きます。それは一刻も早く榮ある憲法
が掲げておる通りに、諸國民の信義に
信頼し、武力を棄てて、物価を引下
げ、國民生活の安定と水準を高め、家
庭生活が豊かになつて、夫婦親子が榮
しく希望を持つて暮せるように、主婦
が世帯疲れして、過勞から家庭を暗く
することのないように、病氣のときに
はゆつくりと休めるように、牛乳ぐら
いはお母さんも飲めるように、極めて
つましいこの主婦の願いがどの主婦
にも実現されますように、こういう方
面にご大切な税金を使つて頂きたい
ことをお願いいたします。

集公告に応募されて、女性として、母
親として、本公職会に出席され、我々
国会に種々なる要望並びに苦言の一部
も呈され、あなたの所見を堂々と述べ
られた点については、目覚めた女性
として敬意を表します。
ただ一言伺いたい点は、最近これら
の再軍備に關係する問題として、よく
女性の皆さん方の会合においては、保
安隊員には嫁に行くな、それからやが
て生れるであろう自衛隊員には嫁に行
かないことになつたにしよう、こうい
う申合せをし、又デモのときにはそ
うのを見もし、又聞かされておるわけ
ですが、女性としてはお嫁に行きたい
といふのは恐らく本能だろうと思ふの
ですが、その女性がかくまでも決議し
又行動にまでも移すという、それほど
の決意がありながら、女性がこの目的
を完遂するためには、選挙のときに、
あなたの方と違つた政策を立てて選挙戦
に臨まれた方に……、男性以上に有権
者の多い女性諸君が一致結束してやれ
ば、一挙にこれは解決できる問題であ
りますが、どういふわけで選挙となれ
ばそういうことが実行できないのか。
又、あなたは目覚めた女性として、
恐らく女性の指導者の立場におられる
と私は推察しておるわけですが、如何
ような方法を以てあなたの方の悲願を達
せられようとおるか。ちよつと具
体的な御所見がありましたらこの際伺
つておきたいと思ひます。

○公述人(今尾アツ子君) 誠に残念な
ことに、婦人が参政権を得たというの
は、これは婦人みずからが起ち上つて、
自覚して、日本の婦人が闘ひ取つたも
のではないのです。与えられたものな
らうです。そのために、婦人が参政権を
持つたということについて、自由党の
方々などは取上げたほうがよいといふ
ことをおっしゃる方が出て来ておるや
に伺つておりますが、それを認めるこ
とは本當に悲しいことなんです。併し
今の女性の大半は……、でも男の方だ
つてわからない方が一ぱいいますよ。
地方に行つて御覧なさい。農民といふ
者は如何に資本家階級に搾取されてお
るかといふのに、農民の大部分は保守
党に一票を入れておるではありません
か。だから、結局数の問題で、男だか
ら理解があり、女だからこういふもの
がわからないといふのではなくて、残
念なこと、まだ國民全体が選挙の意
義とか、そういうものをよく知つてい
ないと思ひます。そのために、婦人が
子供を戦地に送りたくない、主人を死
なせたくないと思ひながら、その大き
な政策、自由党なら自由党の政策、政
進党の政策に投票するのではなくて、
個人的な、自分たちの本當にお勝手に
直結したことをしてくる人、例えば
お宅の前の道路を直したのの先生
でございませうと紹介されれば、その先
生が大変偉い先生に思へちやつて一票
を入れるようなことが起るのです。そ
こで先ず、男の方もそうなんです、
婦人たちが如何にして目覚めさせる
か、政治というものを知らせるかとい
うこと、このことが大事なことで、
私もよく考えておることなんです。こ
れが、いろ／＼な会合を持ちまして
も、今の婦人たちは余りにも家庭内の
仕事が多いため、そういう会合に出る
機会さえも持つていないのです。そこ
で私は、もつと婦人たちの今のお勝手
から解放して欲しい、そういう政治を

○矢嶋三義君 今尾さんが公述人の募

行なつて頂きたいということを皆さんにお願いしたいのです。簡易洗濯所というものがたくさんできて、そこで洗濯をしてくれたり、或いは共同炊事などというものがあつて、食生活をもつと改善してくれたら、今のお母さん方はもつとみずから高めるように勉強ができると思うのです。残念なこと、殆んどの方が、政治を行う方が男であるために、女のこういう希望が容れられてないのです。ですから男の方はもつと婦人の声を……、こういうところへ来て公述人になつて意見を申上げるということは本当に女では少いのじゃないか、私本当にいし機を与えられたと心から喜んでゐるのです。が、女の人がこういうところに来て意見を言うことさへ今まではなかつたのです。それであなた方は雲の上で政治をしていらつしやつたのです。だからそういうことのないように地面に足の付いた政治を行なつて頂きたいことを私はお願いします。

○木村晴八郎君 私、矢嶋君と同様に、ここに出られてはつきりと御意見を御主張されたことに對して敬意を表します。声なき民の声を国会に十分反映してくれという御要望、これも十分我々承ります。ただ最後に要望をかねてちよつと御質問をしたいことがあります。

それは仮にこの防衛法案が、我々野党ですが、野党の力が足りなくて仮に通つた場合に、どういふふうなこれに対処されるかですね。我々の意見では、例えば破防法というものは反対したのですが通つてしまつた。併しあれだけの反対があつたので、通りました。が、なか／＼簡単にあれが抜けないわ

けです。発動できない。そういうわけ、仮に防衛法案が我々反対する力が足りないで国会を通つた場合、やはり落胆をされないで、これに對して、丁度破防法が通つてしまつたけれども簡単、これを発動できない、又教育法案も通つたけれども簡単に発動できない、そこで我々としては抵抗線を……、何も暴力をやるといふのはありません。広く民主的な形で抵抗線を選んで頂きたい。もうそれよりほかに最後に残された途はないと思ふのです。ですから決して落胆されしないで、あなたのような方は努力されまして、そうして抵抗線をつむむことに努力され、それに對してしよつちういう／＼御努力されておると思うのですが、具体的に今婦人の方ではこういう問題についてどういふふうな、こういう法案が通つてしまつたときに、さつきの保安隊員にお嫌に行かないといふようなことも一つであります。どういふふうな一般に普通の婦人が感じを持ち、そうして又どういふふうな運動をされてゐるか、参考のために伺つておきたいのです。

○公述人(今尾アツ子君) お答え申し上げます。私には先ほども申し上げましたように十五になる甥がおります。四人の男の子と二人の姪と六人も、私兄弟が多いものですから持つておるのであります。この男の子たちは、戦争はいやだといふことをはつきり申しております。そうしておばちゃん、若しこの法律が通つてしまつたときには、法を重んじるとおばさんは言うけれど、もうしたときには僕たちは兵隊に行かなくちやならないかと申します。そこで私は、行かないでもよろしい、

そのために徴役に行くのだつたら徴役に行きなさい、おばさんもその先頭に立つて、海外に派兵しないように努力をし、反対運動するために入れられるのだつたら、私も徴役に行きましよう。又母親はどういふことを言つてゐるか。子供をどうしても出さなくちやいけないというのなら、私が代りに鉄砲を担いでいい、子供はやりたくないとはつきり申しております。

又こういうことをよくおつしやるのですが、子供の命を守るために軍備をするのだといふことをおつしやる方があります。若しどうしても命を守るために軍備を持たなくちやならないものであつたならば、申訳ないが、お年寄が鉄砲を担いで頂きたいと私は申し上げたい。これから五十年も先のある子供たちに、人間としてゐる／＼なことをしなければならぬ子供たちに、命の危いことをさせないで、人生もう五十年、附録の付いたお年寄が、人生のいろ／＼なことをやつていらつしやつた方々が鉄砲を担いで頂きたい。芦田さんが先頭に立つてやつて頂きたい。お年寄の命は申訳ないが、この先二十年、三十年とは生きられますまい。その命を将来五十年もある子供の命を守るために捨てて頂けないでしょうか、私こう思います。

○委員長(小酒井義男君) それでは以上を以ちまして、防衛庁設置法案及び自衛隊法案の二件に關する公述人各位の公述は終了いたしました。これにて内閣委員会公聴会を散会いたします。

午後四時三十五分散会

昭和二十九年五月二十六日印刷

昭和二十九年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局